

## 厚岸町議会 第3回定例会

平成20年9月25日

午前10時00分開会

- 議長（南谷議員） 皆さん、おはようございます。  
ただいまより平成20年厚岸町議会第3回定例会を続会いたします。
- 議長（南谷議員） 直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（南谷議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、14番、竹田議員、15番、石澤議員を指名いたします。
- 議長（南谷議員） 日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。  
委員長の報告を求めます。  
10番、谷口委員長。
- 谷口委員長 先ほど9時半より第12回の議会運営委員会を開催いたしましたので、ご報告申し上げます。  
事件につきましては、意見書案が5件提出されることになっております。1、意見書案第11号 太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める要望意見書、2、意見書案第12号 学校耐震化に関する要望意見書、3、意見書案第13号 特例一時金を50日分に戻し季節労働者対策の強化を求める要望意見書、4、意見書案第14号 道路財源の一般財源化に関する意見書、5、意見書案第15号 燃油等原材料、食料品など生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書、以上5件の意見書案の審査については、いずれも本会議において審査をすることと決しました。  
以上、報告申し上げます。
- 議長（南谷議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。
- 議長（南谷議員） 日程第3、昨日に引き続き一般質問を行います。  
初めに、15番、石澤議員の一般質問を行います。  
15番、石澤議員。
- 石澤議員 おはようございます。  
さきに提出した一般質問通告書に従ってお伺いいたします。  
1、子育て支援について伺います。

- (1) 子どもの医療費助成制度の所得制限をなくし、対象者を拡大できませんか。
- (2) 対象年齢を中学卒業まで引き上げることはできませんか。
- (3) 妊婦健診について厚生労働省は2007年1月に公費負担は14回程度が望ましいとの通知を出していますが、町としては5回まで公費負担できませんか。

2、福祉灯油について伺います。

(1) 灯油は2倍以上に、その他の品目も10から20%以上上昇して生活が苦しくなっています。昨年は80リットル助成でしたが、それを100リットルまでふやすことはできませんか。

(2) 生活保護世帯への適用も含め対象者の拡大は図れませんか。

以上で1回目の質問を終わります。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 15番、石澤議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、子育て支援についてのうち、子どもの医療費助成制度の所得制限をなくし、対象者を拡大できませんかのご質問であります。厚岸町乳幼児等医療費の助成に関する制度は、北海道医療給付事業の助成制度を受けて実施しているものであり、厚岸町乳幼児等医療費の助成事業費の2分の1は北海道が負担しているものであります。

ご質問の町が行っている助成制度における所得制限は、北海道の助成制度の補助対象条件であることをご理解いただきたいと思います。また、所得制限額や制限を受けている人数から考えますと、その影響は少ないと判断している状況でありますので、ご理解いただきたいと思います。

また、対象年齢を中学校卒業まで引き上げることはできませんかのご質問ですが、北海道では今年の4月から医療保険制度が変わり、北海道医療給付事業における3歳から就学児までの医療助成額が減る財源を利用した制度拡充策をこの10月から行います。厚岸町においても同様に、小学校就学児童を対象に入院と訪問看護にかかわる医療費を助成することとし、6月の第2回定例会において条例改正の承認をいただいているところであります。

今回の年齢対象の拡大は、就学前と比べ就学後は入院1件当たりの医療費が高く、子育て世帯の経済的負担が大きいため、負担の軽減を図り、安心して医療を受けられるようにとのことでもありますので、できれば中学生まで拡大できればよいわけではありますが、これもまた、道の補助制度の対象外となり町の単独補助となることから、財源の検討が必要となります。しかし、対象者の入院等医療費の見通しが難しいことから、当面は今回拡大した小学校就学児童の入院と訪問看護の医療費の推移を見ながら、検討してまいりたいと考えていますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、妊婦健診についてであります。

厚岸町では、母子保健事業として妊婦一般健康診査を実施しており、妊娠8週前後に1回9,700円と30週前後に1回4,100円の合計2回分の費用、さらに出産時35歳以上の方を対象に超音波検査1回5,300円について、妊婦健康診査費用として負担しているところであります。

ご質問の妊婦健康診査費用負担の回数をふやすことについては、さきの平成20年第1回定例会において、ご質問者からの一般質問にお答えさせていただいておりますし、平成20年度の予算審議でもご意見をいただいたところでもあります。ご質問にあります厚生労働省からの通知では、妊婦健康診査の重要性とあわせて少子化対策の施策として、公費負担回数を5回程度実施することが原則として考えられることとしておりますが、厚岸町としては、平成19年4月から町独自の子育て支援策の一つであります妊婦健康診査通院支援事業を創設し、通院費として2万円を助成する制度をスタートさせた経緯があり、将来的課題として研究させていただきたいとお答えしております。

ご質問にあります健診を5回にふやした場合の費用は1人1万9,870円となりますが、厚岸町の現行制度では、健康診査費用2回分が1万3,800円、通院費助成が2万円の合計3万3,800円で、現行制度のほうが1万3,930円手厚い支援になっているわけでありまして、公費負担の回数が少ないことで、妊婦健康診査を受けられる方に多く負担を強いているわけではないことについては、ご理解いただけたと思います。

町独自の通院支援事業は、釧路管内の他市町村では制度化されていないものであります。他市町村と同様に通院支援事業を見直し、健診回数を5回にふやした場合には、現行制度よりも助成金額が減ることになるため、厚岸町としては、当分は現行制度を継続することで、妊婦健康診査を受けられる方の負担軽減を図ってまいりますので、ご理解願います。

次に、福祉灯油について、灯油は2倍以上、他の品目も10から20%上昇して生活が苦しくなっています。昨年は80リットル助成でしたが、それを100リットルまでふやすことはできませんかとの要望であります。福祉灯油の制度につきましては、昨年12月の第4回定例会において、石澤議員より同様の質問を受けた際に、厚岸町が制度創設の昭和58年度からこれまでににおける運用の経過を含めお答えしておりますので、詳しい内容につきましては割愛させていただきますが、基本となるべき考え方として、住民税非課税の低所得者世帯である老人世帯等を対象に、冬期間の暖房用燃料費の一部を助成し、経済負担の軽減を図る目的で実施しているものでございます。

現行制度では、灯油60リットルを基準とし、12月1日現在の単価をもとに算定しておりますが、昨年の実績では秋からの急激な原油高騰を受け、灯油単価の大幅な値上がりがあったことから、対象世帯の生活に大きな影響を与えると判断し、値上がり幅相当分の20リットルを加算した措置を実施させていただいたところでもあります。

しかし、灯油単価は現在に至っても高値で推移し、このところはわずかに値下げ傾向となっているものの、現在134円40銭で、昨年12月1日の単価99円75銭の約35%増、一昨年の80円85銭の約66%増と大変厳しい状況は依然として続いていますことから、9月2日に担当課へ検討を指示し、11日から対応の協議を行っておりますが、北海道が行う福祉灯油助成の拡大予定も十分加味した中で、少なくとも昨年実績の80リットルの助成を念頭に、住民への制度周知が行われる12月までのできるだけ早い時期に対応の決定を行い、必要な予算措置については12月定例議会へ提案することとして取り進めているところであります。

また、生活保護世帯への適用も含めて対象者の拡大を図れませんかとの要望であります。また、さきにお答えしたとおり、助成時点での実勢単価がどうなるのか、それによって

は灯油数量などを再検討しなければなりませんし、町としてどのような対策が可能なのか、国や道の対応も考慮しつつ検討してまいりたいと考えております。ただ、生活保護世帯への扶助制度は、法に基づき国の責任で実施するものであり、生活の程度に応じて生活扶助を初め、住宅、医療など各種項目に応じた積算と幾つかの加算制度が加味されていますし、寒冷地域では冬季加算として11月から3月の5カ月間に、単身世帯では月額1万8,870円、4人世帯では月額3万3,070円が増額加算される措置も行われているところであります。また、最近では最低賃金生活世帯との逆転現象も指摘されるなど、生活保護に至らないまでも生活の苦しい家庭も多くあることから、福祉施策としての町民皆様の公平感なども十分に考慮し、多くの方から理解が得られるものでなければなりません。

このような現状から、生活保護世帯では制度そのものが国民の生活実態や生活水準等を調査の上決定されているもので、一定の生活水準が確保されているとの認識を持っておりますし、生活保護を受けていることのみで、国の制度に上乘せする助成を行うことは、慎重な取り扱いを要するところであり、現時点では助成を予定しておりませんので、ご理解願いたいと存じます。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 子どもの医療費助成は前回も質問しまして、お金が足りないとか子どもたちのことをよくわかっている旨を書いていたんですけども、私も自分で子育てしてきたと思うんですけども、子育て中の中で一番大変なのが子どもが病気になったときなんですよね。話に聞くと10万円くらいしかない生活費の中で、子どもが3人もいたら何が起こるかわからないので、そのお金の中の7,000円くらいを1カ月何も使わない人、横によけてあって、それで何とかしようと思うんですけども、今の負担だったら中学生ぐらいになると部活もあれば、特に男の子だったら非常によく動くので怪我もする。飛び込んでいったら7,000円じゃ全然足りなかったという話があったり、またほかの町村では15歳まで所得制限なしで1割負担で済むところがあるんですけども、それは多分わかっていると思うんですが、そこでは学校から呼び出しが来て、ちょっと足を何か怪我したみたいなんだけれども、お母さん来てと言われて、1万円札を抱えて持って走っていったら、1,000円におつりが来ちゃったんだわ、すごく助かったんだよというお母さんもいたり、幅を広げてほしいと言いましたのは、そういう今本当に生活が大変になってきて、子どもの服はオークションに出してみたり、それから普通のバザーみたいところで買ってみたい、いろんなことを工夫しているんですけども、もうにっちもさっちもいかない、だからせめて医療費だけでも、せめて1割負担でもいいから、そのくらいのところで中学3年まで面倒見てくれないのかなというのが実際お母さんたちの声です。

子育てする、今は車の時代ですから、1時間ぐらいあればどこでも通勤可能だと思うんですよ。そうするとどうやったって子育てがしやすく医療費も安くて、そういうところで子どもを育てたいと思うんでないのかなと思うんです。この厚岸町は漁業と農業の町です。環境的にはすごくいいところだと思うんですよ。自分も農業で子育てをして

いて思うんですけれども、すごく子どもに仕事を教えたりしながら育てるのに最高にいい町だなと思うんです。だから、この町で子育てしたいなと思えるようないろんな支援を考えてほしいなと思うんですよ。それで、今回こういう質問をしたんですけれども。

あと妊婦さんの健診のお願いなんですけれども、交通費を見てもらっている、それから週2回この金額で出してもらっていると、すごく助かるんです。だけれども、大体14回、最低でも10回、そのときにかかるのが安くて4,000円と言っていました。その時々によっては1万円になったり8,000円になったり、相当な金額になると。しかもここは産科がないのでどうしたって釧路に行かなきゃならないので、釧路に行くために交通費を出してもらっているのはすごくありがたいんだ。だけれども、もうこれだけ生活大変になってくると、1年間何とか働いて子どもを産むための、産むのは国保で見てもらえるからまだいいんですけれども、お産をする、病院にかからないと今は診てもらえませんか。何ていうのか、緊急に入った場合としては救急車が行かないとか、それから産科のほうも何かあったら困るので、1回か2回受診してもらわないと困るということも言いますので、そういうので必ず受診はしなければならない。だけれども、お金はこれだけ景気が悪くなって7割も減ってくる、そうすると7割ぐらいまでしか前回のときよりも給料がないとかという状態になると、1年かかって2年かかって子育て、子どもを育てるように妊娠することがすごく大変になってきて、どうしても1人になったり、そうでなかったら全く子どもを産まなかったり、産まなくてもいいかなみたいなことになっていくという、そういう感じの声を何回か言われたんです。

それで、もとは厚岸町にも産婦人科ありましたよね。私が子どもを育てるころには町立病院産婦人科、田中さんだったのか、町立病院かちょっと離れたんですけれども、厚岸にあって地元にあるというのはすごく安心するんですよ。でも、今はそれもない、釧路市に行くしかない。行くためにはお金がたくさんかかる。だから、やっぱりその辺ももう少し、すごくありがたいんです、交通費を援助してもらっているし、これだけのお金があるけれども、それにもう少し、あとその健診料を何とか上乘せしてもらえないのかなと、5回まで、せめて5回まで交通費のプラスアルファでやってもらえたら、やっぱり厚岸町で産もうかな、厚岸町で子育てしようかなという感じになると思うんですよ。浜中町とか弟子屈町、白糠町、里帰りの人に対しても健診料を負担するという事も出ています。ですから、もう少し考えてくれたらいいんじゃないかなと思うんです。

あと福祉灯油なんですけれども、これは厚岸町ではないんですが、旭川市はすごく寒いところだから、それはそれでこんなこともあるのかなと思うんですが、灯油が買えなかった。ずっと我慢していたんですけども、そのうちだんだん足の先が感覚がわからなくなってきて歩けなくなった。それでおかしいといって近くの人が見て病院連れていったときは両足切断の凍傷になっていたと。障害者になってしまったという話がありました。厚岸町の場合はそれはないんですが、今年もこんな異常気象です。どれだけ寒くなるかわからないし、さっきこの中で最近では最低賃金生活世帯との逆転現象も指摘される、生活保護の方たちとの逆転もあると言っていたんですが、この最低賃金生活世帯の人たちに対しては福祉灯油の対象にはならないんでしょうか、それもちょっと含めて聞きたいんですけれども、よろしくお願いします。

●議長（南谷議員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 2回目のご質問にお答えさせていただきます。

まず、私のほうからは乳幼児の医療助成の関係でお答えさせていただきますが、ご質問者おっしゃるように、ご質問の趣旨、重々理解できます。ただこの医療制度でございますが、以前は3歳の通院だけであったり、それに次に6歳までの入院が加わり、それから6歳までの通院を含むというようなことで、徐々に拡大されてきている制度でありますし、この10月からは小学校の入院費、訪問看護まで拡大される。徐々には拡大されてきております。だからそれはご質問者もおっしゃるように、今の社会情勢におけます子育て支援の必要性からであることは言うまでもございません。ただ、これとて財源が伴う内容でございますが、ご質問者おっしゃるように、例えば通院も対象にいたしますと、今現在小学生が入院と訪問看護に限定させていただいておりますけれども、これを通院まで拡大しますと、約1,000万円ほどの一般財源が必要になりますし、中学生にまで拡大しますとさらに1,700万円というような数字も試算されているところでございます。そういうようなことから考えますと、あくまで道の助成も一部またなければならぬという状況が実態でございます。

ただ、その中でも例えば入院に、先ほど答弁申し上げましたけれども、多額の費用がかかるというような状況を救えないかどうかということも研究していく必要があるんだろうと思いますし、それから子育て支援全体の中では、この医療制度も含めた中で、町の施策として何が有効化ということの中で、全体の枠で考えていく必要もあろうかというふうに考えているところでございます。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 私のほうから、妊婦健診に係ります2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

質問者からもございますように、平成19年1月に国の通知としまして妊婦健診の全体の回数というものが14回程度が望ましい。その中でもこの14回に対して公費負担をするのが基本的な考え方で、自治体も取り組んでほしいという通知でございます。それで、つけ加えて財政厳しい折でありますので、この通知の中に14回の公費負担が困難な場合ということで、最低限5回程度の公費負担を実施できないかということも通知の中に入っております。

この5回といいますのは、先ほど質問者のほうから10回程度というお話もあったんですが、この通知にあります5回というのが妊娠の8週前後、それから20週前後、24週前後、30週前後、そして36週前後という5回ということで通知が来ておまして、北海道の場合、厚岸町がこの健診に幾らという費用の決め方ではなくて、北海道町村会が北海道医師会と健診の単価を協定で結んでおります。それで、その費用は先ほど質問者のほうから4,000円程度というお話があったんですが、5回の公費負担という決め方でいきますと、1回目が9,700円、2回目が970円、3回目が2,550円、それから4回目が4,100

円、5回目が2,550円という単価で協定が結ばれております。これが先ほど1回目の町長の答弁の中で申し上げた5回の費用合わせますと約1万9,000円程度ということになるわけでありませう。

それで、私ども3月以降の研究協議の中で、釧路管内並みに5回の助成をするという形でいった場合に、むしろ妊婦さんのほうに負担を強いる、町から出すお金が助成するお金が低くなるという意味では、むしろ今の制度のほうが受診される方には有利であろうという判断の中で、1回目の答弁の中でも申し上げましたように、当分の間は今の制度を維持をさせていただきたいということで考えております。

そういう意味では、この最低限5回という健診そのものもお母さんの健康の問題、それから産まれてこられる乳児の方の健康の問題等々、それぞれの意義がある健診でありますから、それはそれとして質問者言われるように重要な健診であるというふうに思っておりますし、言われていますように厚岸町には産婦人科がございませんので、どうしても釧路市を中心に通院をしなければいけないという便宜上を考えますと、平成19年度からスタートをさせていただきました通院に係る費用の助成というものは、厚岸町独自の制度としてこれまた重要な施策であるという前提で考えておりますので、それぞれ別な意味を持った支援になります、トータルとしてぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 私からは、福祉灯油についてお答えさせていただきます。

旭川市での事例ということでお話がありましたが、厚岸町にとってはないであろうという中で、今お聞きしましたけれども、そういう事例があるとすれば、福祉灯油制度以前にどうか「あみか」のほうにいらしていただいて、あるいは厚岸町の窓口のほうでそういう生活の苦しい実態にあるんだということでぜひ訴えていただいて、何か違う制度の活用、もちろん福祉制度の活用といったことも当てはまる方の場合は、もちろんその対象になりますし、それ以外の生活の扶助という制度もいろいろありますので、ぜひそういう方がいらっしゃるとすれば、そうなる前に各種制度の問い合わせというものをさせていただきたいなというふうに考えるところでございます。

それから、最低賃金のお話ですが、これは厚生労働省の調査機関として生活扶助基準に関する検討会というものがあるということで、そちらの報告が厚生労働省のほうにありまして、現時点では9都道府県で収入の逆転が見られるという、報道等を受けて引用させていただいておりますが、この福祉灯油につきましては、1回目の答弁の中でも書かせていただいておりますが、あくまでも町民税非課税世帯であって老人世帯、それから障害者世帯、ひとり親家庭世帯ということで、一定のルールのもと制度を設定した中で運用させていただいているところでありまして、これを我々も昭和58年当時から今まで制度の枠組みを維持しながら運用してきているという内容でございますので、今ここで年齢をどうするかとか枠組みを変えるかという考え方は、今現在は持っておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 全体の枠の中で考えていきたいと言ってもらえたんですけれども、もし国が14回じゃなくて、中学生とかそういうのに1割負担とかという形を考えて、少子化の中で少子化対策を行うという方針は何か全会一致で決まったみたいなので、それで国のほうでそういう対応をしてきた場合には、厚岸町でもそれは考えるということになるんでしょうか。

それから、15歳卒業までの医療費の1割負担というのは、結局厚岸町と同じくらいの浜中町とか、それから鶴居村はちょっと違うのかなと、鶴居村はもう1割負担じゃなくて15歳まで無料ですし、浜中町で去年の10月からやっているみたいですが、できるんだったら厚岸町もできないのかなという、単純にそういうふうに考えてしまうんですが、財政というのは大して変わらないんじゃないのかなという気がするんですが、それとひとり親世帯とありまして、これは父親でも母親でも同じということなのか、例えば母さんだけなのか、それだったら両方をちゃんときちっと面倒を見てほしいというのと、あと実際あったんですけれども、娘さんが働けなくなって53歳と言っていましたかね、それで母さんのほうが70、年齢ぎりぎりだったと思うんですが、自分も働けない、母さんの年金も少ない、だけれども、灯油が買えないという方も現実にはいらっしゃるんですよ。何か相談に行ったみたいなんですけれども、福祉灯油の対象にならないといわれて戻されたという人もいます。今回の北海道は3億円ふやすというふうに言っていますし、それでも少ないと思うんですけれども、出していますのでね、そのボーダーラインぎりぎりよりももう少し、本当に寒くて大変だと思うんですよ。服を着て黙って我慢していればいいという、そういう問題じゃないだろうし、そういうこともちゃんともう少し12月までの中でちょっと内容を検討するということでしたので、検討してほしいなと思います。

あと、私ら家計簿つけているものですから、そのときの声を一応伝えたいと思うんですが、どういうふうにして家計を工夫しているのかというのを、ちょっと聞いてください。買い過ぎ防止のために、これはよく言うんですけれども、空腹で買い物に行かないとか、それから宣伝のティッシュをポケットに畳ながら、ティッシュを集めたりしているとか、それから食費を抑えるために春は山菜、夏は家庭菜園、それから何とか1食分で3回に分けて生活するとか、それから美容室に行かなくなったとか、それからシーツが古くなったら半分に切って両端縫ってもう一回シーツつくって、そして足のほうがずれてしまったら頭のほうに持って行って使うとか、それから1日の食事を2,000円以内に心がけて1,000円以内であれば200円貯金、2,000円以内であれば100円を貯金して、何かの行事や特別な支出に使う。それから節約、節約と日ごろから続けているけれども、これ以上はもう節約のしようがないんだと。テレビは壊れたけれども買わずに我慢、電子レンジも壊れたままで工夫はできないけれども買えません。こういうふうにしてみんな一生懸命頑張って生活を工夫しているんです。

だから、本当にとっても大変になったときの命綱みたいな医療費、特に子どもに関してはやっぱりお金がないということで片づけないでね、やっぱり厚岸町の子どもたちですから、何とかそこは工夫して援助してほしいなと思います。

以上で質問を終わります。

●議長（南谷議員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 3回目のご質問にお答えいたします。

まず、医療制度の関係でございますけれども、国が少子化対策として政策を打ち出した場合どうかということでございますが、本来こういう医療の助成制度は国がやっただけなのが本来だというふうに考えてございます。ただ、そこまで行き切れない中で地方、道だとか町が制度化してやっているのが実態と。ですから、今回も例えば国の医療制度が改正された、その結果によって北海道の医療制度、それから町の乳幼児医療制度と、この辺の財源が浮いてきている部分を拡大の財源にしてきているというのが実態でございます。当然国の制度がそういうふうなことで対策を講ずる、それは財源の裏づけが当然伴ってきた場合の話でございますけれども、当然それに見合った町の拡大政策も考えられるのかというふうには考えてございます。

それから、中学生までの医療費の拡大、隣の浜中町の場合を例に挙げておっしゃってございましたけれども、この管内の状況でございますけれども、確かに鶴居村が中学生まで、これはもう完全に無料化というようなことで進んでいますし、浜中町についても通院も中学生までということで。ただ、浜中町の医療費の全体の額とかが私どもでは承知してございませんけれども、うちよりは少ないことは確かではありますけれども、その程度の問題については、今のところ私どもにはデータございませんので、何とも申し上げようがございません。

あと、ひとり親の関係でございますけれども、これはどちらの側のひとり親でも対象になるということではございます。

そんなことから、医療費の問題に戻りますと、いろいろなこれからの国、それから道の情勢も見なければなりませんけれども、加えて先ほども申し上げましたようにさまざまな町で行います子育て支援対策、この中で全体の枠の中でやはり考えていかなければならないという考えはそのとおりでございます。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 私のほうからは、福祉灯油に関して3回目のご質問がありましたので、お答えさせていただきます。

まず、北海道の動きとして3億円というお話でしたが、実際北海道で今道議会のほうで、この福祉灯油に対する助成のあり方について予算が上程されて審議されておまして、その内容がどうなるのかを含めて厚岸町も対応を考えたいというお話で、1回目の質問の答弁にも書かせていただいておりますが、一応昨年からはそれを含めた中の実施ということで、それに上乗せするような対策がどの程度図られるのかどうかというのは、12月の実施までの間に道の補助等の決定を受けた中で検討したいなというふうに考えてございます。

それから、対象とならない方が断られたというお話、事例があるということでござい

ますが、これはあくまでも町の施策としてきて、要綱の中で実施させていただく内容でございますので、きちんとしたラインというものは守らなければならない。所得等の状況を判断させていただいて、家族等の構成等も判断させていただき、年齢等もちろん十分判断させていただいた中で、どうしてもそれに当てはまらない方には、この制度の対象にはならないと、これは厳しい言い方ではございますが、我々行政サイドとしましては、きちんとした制度の中で運用せざるを得ないというふうに考えてございます。

それから、多くの事例について家庭での対応の事例をお聞きいたしました。これは福祉灯油だけに限らず、もう全生活一般にかかわるお話ですので、その部分について福祉灯油でどうにかしろということにはなりませんし、対応できる範囲でもございますが、お話の内容は本当によく理解できるものでありまして、「あみか」にもこういったお話で相談に来られる方が多くおりますが、福祉灯油に限った対応ということではできなと、今現在できなと、あるいは今後の情勢を見て町長に判断いただくということで今検討を進めているという内容でございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

●議長（南谷議員） 以上で石澤議員の一般質問を終わります。

次に、6番、佐齋議員の一般質問を行います。

6番、佐齋議員。

●佐齋議員 私は第3回定例会に当たりまして、さきに通告しておりました1項目3点につきましてお伺いしたいと思います。

医療品の保管あるいは使用期限の管理についてでございます。

アといたしまして、医療品の保管はどのようにされているのか。

イといたしまして、使用期限の切れる医薬品はどのように処理をされているのか。

ウといたしまして、使用期限切れの医薬品が間違っ使用された場合の処理はどのようにされているのか、各施設ごと、病院、心和園、消防、各保育所、各学校ごとにお答えをいただきたいと思ひます。

1回目の質問といたします。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 6番、佐齋議員のご質問にお答えをいたします。

各施設、病院、心和園、消防、保育所における医薬品の保管、使用期限の管理については私から答弁をし、各学校については教育長から答弁をいたします。

まず、町立病院におきましては、医薬品は種類ごとに室温、冷所、凍結等の保管条件が薬事法において規定されておりますが、規定はされていない湿度に関しても徹底した配慮のもとに保管しています。また、麻酔、抗精神薬、毒薬、劇薬、覚せい剤原料等の指定区分の医薬品については、それぞれに適合した麻薬帳簿などに記入記録するなどの保管管理を行っております。

使用期限の切れる医薬品につきましては、使用期限が切れるおおむね6カ月前に納入業者に返品、あるいは使用期限の長い製品との交換を適宜行っております。しかし、使

用期限が切迫した医薬品は、返品、交換をすることができず、医師との連携のもと、極力無駄の出ない使用を心がけ、期限切れの医薬品が出た場合は、医療廃棄物として処理を行っています。

今まで町立病院では、使用期限切れの医薬品が間違っ使用された事例はありませんが、質問者のおとり万が一起きたと仮定いたしますと、医薬品個々の物理化学的変質を医薬品製造業者の持っている使用期限以降のデータ情報と、患者の容体などを見きわめ、病院内だけではなく関係方面と密接な連携のもと健康被害を最小限にとどめる方策をとる考えであります。

次に、特別養護老人ホーム心和園であります。入所者個々が医師の指示によって日ごろ利用している医薬品の服薬管理が中心であります。これは、看護室において各利用者ごとに薬を区分し、保管庫に入れて管理しており、看護師が在室以外は施錠し関係者以外は入室できないようにしております。

使用期限の切れる医薬品が発生した場合は、町立病院同様に廃棄処分することにしており、今までは事例はありませんが、もし間違っ使用された場合には、即座に病院受診し医師の指示を仰ぐこととしております。

次に、厚岸消防署における対応であります。医薬品の保管については、消防署内及び救急車内において専用の保管庫に保管しており、このうち、救急救命士法施行規則で規定された厚生労働大臣が指定する薬剤については、消防署内に設置の金庫に厳重に保管しております。

使用期限の切れる医薬品の処理については、定期的に医療廃棄物処理業者へ廃棄処分しており、使用期限切れの医薬品を間違っ使用することのないように管理に努めているところであります。

次に、各保育所での対応であります。医薬品としては、湿布薬、傷薬、傷バン、スプレー消毒薬、熱さまシートが主なもので、症状によって保護者の迎えを依頼する場合や、けがなどには応急手当を行い保育士が病院に受診させる対応となることから、飲み薬の用意はなく、救急箱で事務室内に保管しています。

多くは1年以内に使用されており、年度当初において買い足され、使用期限が切れるような場合はほとんどありませんが、その場合は不燃物として廃棄処分しております。

今後とも各施設においては、医薬品の保管に万全を期するとともに、使用期限の管理にも引き続き注意を払って対応してまいりたいと考えております。

●議長（南谷議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私からは、各学校の対応についてお答えいたします。

1点目の医薬品の保管の方法ですが、学校保健法第19条では、学校には健康診断、健康相談、救急措置等を行うため保健室を設けるものとする規定されており、学校で使用される医薬品は、この保健室の薬品庫に保管されています。また、薬品庫の設置場所については直射日光、湿度、ほこりの影響を受けにくい医薬品の保管に適した場所に設置されております。

保健室の医薬品の管理者ですが、各学校には養護教諭が配置され、専門的立場から児

児童生徒の健康を保持増進していますが、養護教諭の職務の一つに保健室の運営に関することがあり、このことから養護教諭が医薬品、保健器材の整備・保管に当たっております。

学級数が3学級以下で児童生徒が10名以下の小規模校については、教員の配置基準により養護教諭を置くことができないため、学校教育法施行規則の規定により、全学校で教諭または養護教諭の中から任命されている保健主事が医薬品、保健器材の整備・保管に当たっております。

また、保健室は治療の場ではなく、あくまでも応急措置を行う場であることを認識して、治療薬の性格を有するものや劇薬を備えておりません。

2点目の使用期限の切れる医薬品の処理についてですが、保健室には薬品台帳が備えつけられ、医薬品を購入した際には薬品台帳に購入年月日、数量、使用期限等を記入し、医薬品を使用するごとに使用量を記入し整理、確認に努めており、このことにより医薬品の残量及び使用期限を的確に把握し適切に管理しているところです。

さらに、学校薬剤師からは日常的に学校の環境衛生や医薬品管理の指導・助言を得ていますが、町内全学校を対象に年1回の学校薬剤師の巡回指導も行っており、この巡回指導の際には、学校施設の検査とあわせて医薬品の管理状況についても確認をしているところでもあります。

また、使用期限の切れた医薬品及び不要な医薬品についても定期的に各学校に調査を行い、医薬品名、数量を把握し、対象となる医薬品があった場合は学校薬剤師に処理を依頼しているところでもあります。

3点目の使用期限切れの医薬品を使った場合の処理についてですが、さきにご説明したとおり医薬品を購入した際には台帳に記入し整理していることと、学校薬剤師の指導も得ており、使用期限切れの医薬品を使うことのないよう管理体制をとっております。

このことから、現在まで学校で誤って使用されたとの報告はありませんが、今後ともより一層管理体制に万全を期してまいりたいと考えておりますし、万が一誤って使用された場合は、直ちに医療機関に連絡をとるなど迅速、適切な対応をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 6番、佐齋議員。

●佐齋議員 今いろいろ答弁いただきまして、きちっと処理をされていると感心して聞いておりました。

保育所関係は、ここに書いてあるとおり薬というより、傷バンあるいはそういうような湿布薬とか、直接体にあれしないようなことですので、一般でいう家庭薬みたいなような形のあれだと思えます。

あとそれと、よくマスコミあたりであれしますと、特に何ていうんですか、毒薬、麻酔薬、それから覚せい剤、ああいうものでよく盗まれて悪用されるということがよくテレビ等で言われているわけですが、そういうことはこれを見ますと厚岸町の場合はないということで安心をしているわけでございます。

それと、使用期限について切れる薬品は、これは今聞きましたらある程度適切に処理されているように聞いております。

それから、使用期限が切れた薬品について、あれですか、過去にこれ見るとないようなことにされています。過去に間違っ使用期限が切れたものを使用されたということは一度もないんですか、その辺ちょっと教えてください。

●議長（南谷議員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 町長からもご答弁申し上げましたけれども、まず麻薬、抗精神薬、毒薬、劇薬、覚せい剤等の管理につきましては、別に金庫をもって保管をしております。ですから、これは年に1回棚卸しで監査委員の方にも確認をしていただいている内容でありまして、日々これについては厳重に管理をしている内容になっておりますので、ご理解を願いたいと思います。

また、過去に間違っ使用されたことがないかということなんですけれども、町立病院においての使用期限切れということの事例はありません。救急車等にも実は患者を搬送していくわけでございますけれども、そのときは常に薬局から薬を持ち出す。ですから、そういう体制の中で行っておりますので、町立病院の救急車の中ではそういうものは積んでおりませんことを、まずご理解を願いたい。ですから、中で期限の切れていないものを確認したものが当然薬剤師としてやっておりますので、その中のものをすべて使用しているという状況でございますので、ご理解を願いたいなというふうに思います。

●議長（南谷議員） 特老ホーム施設長。

●特老人ホーム施設長兼デイサービスセンター施設長（桂川施設長） 心和園につきましてもご答弁をさせていただいたとおり、今までそういったことは一度もありません。

●議長（南谷議員） 総務課長。

●総務課長（豊原課長） お答えを申し上げます。

私からは消防署の救急車での使用事例という点につきまして確認をさせていただいた件につきまして、ご答弁申し上げたいと思いますけれども、過去において救急車の中で使用期限ということで、期限が切れた薬品を使用したという事例についてはございません。ただ管理上、一部使用期限が切れた点滴液だったかと思いますが、その部分について訓練用に転用するというようなことで使おうとしていたものが、たまたま紛れ込んだといえますか、そういうようなことがありましたが、そのときも幸いにも使用されたということには至っていないわけございまして、そういう事例がありました段階で、それ以降の管理、十分に徹底をしております、紛れ込むというようなことはそれ以降はないというような状況になっていて、安全性についてはしっかりと確保されているということでございます。そういうことでございますので、ご安心をいただければなというふうに思っているところでございます。

●議長（南谷議員） 管理課長。

●教委管理課長（須佐課長） 各学校における医薬品の管理で、使用期限の切れた医薬品の使用の関係でありますけれども、これまで期限切れの医薬品を使用したということについては報告受けておりませんし、先ほどの答弁でもお答えいたしました。医薬品の管理については、それぞれ一品ごとの医薬品台帳を管理してございまして、使用期限を明確に記入しております。そうしたことから、常に使用期限がわかるような表示をしておりますので、今までそういったことは起きておりませんし、毎年町の監査委員が訪問し保健室の医薬品台帳の監査もしていただいておりますし、当然学校薬剤師が年1回の巡回の折にも、その際にも保健室の医薬品の管理をきちっと確認していただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 6番、佐齋議員。

●佐齋議員 一番我々懸念しているのは、なれというんですか、看護師さんの例えば思い込みというんですか、よく薬の思い込みで、あ、この薬だなと思ったら違う人の薬を使ったとかって、あとはちょうどカルテの見間違えでもって使うということがよくありますわね。そういうことで訴訟問題出ています。やっぱりそれが一番恐ろしいことだと思うんですね。その辺をきちっと教育されてあげていただきたい。

それから、今総務課長からありました消防の例、前私も3月議会でもってちょっと聞いたことあると思うんですけれども、これはあれですよ、消防あたりは毎日あれちゃんと点検するんでしょう、朝は必ずもう車の点検と同時に中に詰め込むものもすると思うんですね。それと問題は命にかかわらないことですからよかったですけれども、こういう場合に、その後のフォローをきちっとしていただきたいということは、これはお客さんが気がついて、いやいやおれその点滴しなくていいよということで使わなかったと、だけれども、その後は何も町のほうから連絡なかったと、そういうことで私ある課長のところに行ったら、いや、その消防のほうに話が上がっていなかったみたいな感じですね。そういう管理体制が何かきちっとされていなかった。たしかあのとき答弁は町民の命にかかわることですからきちっと対応しますよということがされていなかったと、消防のほうに伝わってなかったということで、後日また課長と議論した後に消防のほうに来まして、いやいやその話が通じていなかったということでもって私のほうへ来られました。そのときにもその対応の仕方が、いわゆる一緒に行って話をしてくれということなんで、何で私が行かなければいけないんだと、それはあなたたちが行ってきちっとそのお客さんに説明をして謝ってきてくれという話をされて、その後は何も言ってこないからちゃんとされたと思うんですけれども、その辺がやっぱり危機管理というんですか、体制が結局上に話が通じていなかったと思うんですよ。

だから、その辺をもう少しきちっと、結局上の者が一生懸命にやっても下の者が全然そういう感覚がなければ、結局いいプランをつくってもそれが末端に行かないということになりますからね、その辺をもう一度ちょっとお答えをいただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 今回の使用期限切れとは別ですけれども、処方違いということの今お話だったというふうに思います。

基本的にはドクターだけで病院は動いておりません。全体で事務を含めて看護師も含めて薬局も動いて、すべてで動いておりますので、この指示のミスということは薬品の処方の中でもたまに起きることがあります。事前にそれを防ぐ二重チェックということをやっておりますけれども、間違ってもそれを最後の段階で飲む前に、もしくは打つ前にですか、そういう二重チェック体制を、特にこれは中の部分、そういう対策委員会がございますので、いわゆるヒヤリ・ハットも含めて、きちんと検証するというをやっています。全然間違いがないということはありません。ですから、ヒヤリ・ハットと申しておりますけれども、ヒヤッとした処方ミスというんですか、それをどう防ぐかということを含めて、常に委員会の中であった場合については、すぐにそれを対処する、その日のうちにそういうことがありましたら会議を招集します。対策会議を招集する形になっています。薬も同じであります。

ですから、全然過去、いろんな病院の中でそういうことが起きておりますけれども、起きてても未然に防ぐことが大前提、起きたらその処置をどうするのかということは、その対策委員会の中で進めている。ですからなれということは非常に怖いことですので、このことも含めて、今このいろんな勉強会と称しまして月に3回なんですけれども、月に1回項目は1項目なんですけれども、必ず事務も薬局もコメディカルも看護師も医師も来てという勉強会を院長が中心となって、そのいわゆる未然防止ということを含めて進めている。これは今年から始めました。ですから、そういうことも含めてやっぱりせっかく患者数がふえていってもそういうミスを起こしては何もなりません。要するにそういうことを含めてきちんとした病院づくりを今進めている最中ですので、ご理解を願いたいなというふうに思います。

●議長（南谷議員） 総務課長。

●総務課長（豊原課長） お答えをいたします。

消防署の薬品管理でございますけれども、この部分につきましては定期的なチェックを管理簿に基づきまして、現物と照らし合わせて行うというようなことで、期限切れが迫っているものについては速やかにその部分から外しまして、間違っても積み込むことがないように別の部屋に廃棄物として保存をする。有効期限のものについて所定の場所に置いて所定の対応を行う。そういうようなことで、事故につながるようなことについては防止しようということで、厚岸消防署において十分な対応、検討を行っているというふうに伺っております。

議員ご指摘ございました、以前の議会でご指摘いただいた部分につきまして、その後の対応ということでございますが、この部分についても私ども確認をさせていただきました。消防署のほうできちんとそのお方にお会いをして、状況等説明をさせていただく

中でおわびをし、これを教訓にして、絶対町民の皆様に心配をおかけするような事例は起こさないというようなことをお誓い申し上げて、お許しをいただいたというふうに伺っているところでございますので、ご理解をいただければというふうに存じます。

- 議長（南谷議員） 以上で佐齋議員の一般質問を終わります。

本定例会に通告ありました6名の一般質問を終わります。

- 議長（南谷議員） 日程第4、発議案第1号 厚岸町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

1番、音喜多議員。

- 音喜多議員 発議案第1号の提案説明をさせていただきます。

皆さんのお手元のほうに発議案とそれから資料が配られていると思うんですが、それを議題にいたします。

ただいま上程いただきました発議案第1号 厚岸町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

平成20年6月18日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、9月1日に施行されたところでございます。今回地方自治法の一部改正は、全国の町村議会からも要望が出されていたものでございまして、この改正の概要は、1つには、議会活動の明確化ということで、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができるとされたこととございまして。

2つには、議員の報酬に関する規定の整備が行われ、議員の報酬と他の行政委員会などとの報酬の支給規定を明確にするため、「報酬」の名称を「議員報酬」に改められたところでございます。

また、昨日の議会運営委員会調査報告書にもありましたとおり、かねてから議論をしておりました一般質問の回数についての報告があり、これを受けて回数制限を廃止しようとするものでございます。

改正の具体的内容について、発議案第1号説明資料、厚岸町議会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表により説明いたします。A4一枚物の横長のものがございます。

まず初めに、第63条の改正でございますが、現行規定は質問の回数について第55条の質疑の回数3回を準用していますが、63条を1項と2項に分離し、一般質問については第55条の質疑の回数3回を準用しないという内容のものでございます。

次に、第72条の改正は、引用しております地方自治法第100条の見出しの文言が、過去において既に変更されていることから、この際、現在使用されている文言に改めるものでございます。

次に、第119条からは、条項の繰り下げと追加になりますので、この資料の裏面をごらんいただきたいというふうに思います。

現行の120条を121条に、第16章を17章に繰り下げるものでございます。

次に、資料の表面にお戻りいただきたいとございます。

下から上への説明になりますが、現行の第119条中の引用条項の改正で、地方自治法第100条第12項を第13項に改め、さらに第119条を第120条に繰り下げるものでございます。

次に、第15章を第16章に繰り下げ、新たに第15章と第119条を加えるという改正で、この規定を設置することにより、閉会中に開催される議員協議会についても議会活動の一環とされ、公務災害等の補償の対象となるものでございます。

それでは、最初の発議案にお戻り願います。

一番最後の附則のほうですが、この規則は、公布の日から施行する。ただし、第63条の改正規定は、次の厚岸町議会の招集の日から施行するもので、一般質問の回数制限の廃止については、実質的には12月定例会からということになります。

以上、大変簡単な説明ですが、議員各位のご理解とご賛同をいただき、ご承認くださるようお願い申し上げます。

以上です。

- 議長（南谷議員） これより質疑を行います。

（な し）

- 議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

本会議を休憩いたします。

午前11時18分休憩

午前11時19分再開

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

- 議長（南谷議員） 日程第5、選挙第3号 北海道後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、北海道後期高齢者医療広域連合規約第9条第3項の規定に基づき行われるものでございます。

町村議会議員区分においては、既に1人が欠員となっておりますが、今般町村長区分で2人の欠員が生じたため選挙を行うこととなり、これにあわせて町村議会議員区分においても選挙を行うこととなり、去る7月25日に告示され、8月25日に候補者の受け

付けが締め切られました。

この結果、町村議会議員区分において候補者が選挙の定数1人を超える2人となったことから選挙を行うものであります。

なお、当選人は北海道後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、すべての町村議会の選挙における得票総数により決定することになります。

したがって、厚岸町議会会議規則第33条第2項の規定にかかわらず、選挙の結果は有効投票のうち候補者の得票数までを報告し、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

●議長(南谷議員) ただいまの出席議員は16名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条の第2項の規定により、立会人に14番、竹田議員、15番、石澤議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

●議長(南谷議員) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(なし)

●議長(南谷議員) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

●議長(南谷議員) 投票箱点検、異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて議長に向かって右側から順次投票願います。

点呼を命じます。

(投票)

●議長(南谷議員) 投票漏れはございませんか。

(な し)

- 議長（南谷議員） 投票漏れなしと認めます。  
投票を終わります。  
開票を行います。  
14番、竹田議員、15番、石澤議員の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

- 議長（南谷議員） 投票の結果を報告いたします。  
投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。  
有効投票16票。  
無効投票0票。  
有効投票のうち、松井宏志10票、渡辺正治6票、以上のとおりです。

- 議長（南谷議員） 議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

- 議長（南谷議員） この開票結果を、北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長に別途開票結果報告書により報告いたします。

- 議長（南谷議員） 日程第6、議案第63号 教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについてを議題といたします。  
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。  
町長。

- 町長（若狭町長） ただいま上程いただきました議案第63号 教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

厚岸町教育委員会委員は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条に基づき、現在5人の委員を任命させていただいておりますが、このうち平良木宣行委員につきましては、本年10月22日をもって任期が満了することになります。

したがいまして、同法第4条第1項の規定により、本町の首長の被選挙権を有し、人格高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有する同氏を引き続き任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

住所、厚岸郡厚岸町真栄町1丁目53番地、氏名、平良木宣行、生年月日、昭和36年2月3日、性別、男、職業、会社役員であります。

以上、大変簡単な説明であります、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（南谷議員） これより質疑を行います。

(な し)

- 議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので、厚岸町議会会議運用内規第54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

- 議長（南谷議員） 日程第7、議案第64号 教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（若狭町長） ただいま上程いただきました議案第64号 教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

厚岸町教育委員会委員は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条に基づき、現在5人の委員を任命させていただいておりますが、このうち富澤泰委員につきましては、本年10月27日をもって任期が満了することになります。

したがって、同法第4条第1項の規定により、本町の首長の被選挙権を有し、人格高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有する同氏を引き続き任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

住所、厚岸郡厚岸町梅香町2丁目30番地4、氏名、富澤泰、生年月日、昭和28年12月29日、性別、男、職業、地方公務員であります。

以上、大変簡単な説明でありますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（南谷議員） これより質疑を行います。

(な し)

- 議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので、厚岸町議会会議運用内規第54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。
  
- 議長（南谷議員） 日程第8、議案第65号 北海道市町村備荒資金組合規約の変更についてを議題といたします。  
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。  
税財政課長。
  
- 税財政課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第65号 北海道市町村備荒資金組合規約の変更について、その内容を説明させていただきます。  
議案書につきましては14ページになります。  
北海道市町村備荒資金組合規約の変更について。  
まず、お手元に議案第65号説明資料その2、A4の縦のものがございますが、これをご参照の上、説明をお聞き願いたいと思います。  
まず、北海道市町村備荒資金組合についてでございます。  
北海道内の市町村が、隣保相扶の精神に則り、一部事務の共同処理を通じて、相互の福利増進と財政運営の健全化を図ることを目的とし、組合市町村が災害に因る減収を補填し、又は災害応急復旧事業費その他災害に伴う費用に充てるための積立金額に関する事務を共同で処理するため、昭和31年に設立された道内全市町村で構成する一部事務組合でございます。  
次に、北海道市町村備荒資金組合規約の変更の協議に至る経緯でございます。  
近年の道内市町村財政は、景気低迷や地方交付税の縮減などにより財政状況が悪化してきている中で、昨年6月に公布されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、4つの健全化判断比率をもって地方財政の早期健全化や財政の再生を求めるところとされたところでございます。  
このような状況の中、赤平市から同組合の普通納付金の返還について、現行規約では災害復旧事業費等の費用の支出に充てるため納付金を支消、いわゆる返還ができることと規定されておりますが、新健全化法による財政再生団体の適用を回避するための財源等として、当該市町村の普通納付金の額について返還ができるよう規約の変更の要請を受けたところでございます。  
これを受けまして、同組合では返還を求めることのできる要件として、1つ目として、当該返還を求める組合市町村の当該年度の再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上となる見込みであること、2つ目として、当該組合市町村が自主的に財政の健全化を図るための取り組みを行っていること、3つ目として、当該返還に応じることにより当該返還を求める当該市町村の当該年度の再生判断比率が財政再生基準を下回ることとなる見込みであることの3つの要件をすべて満たすと組合長が認めたときに限り、当該組合市町村が納付した納付額の全部又は一部を返還できるものとする規約の変更案をまとめたところでございます。  
なお、この返還額は、返還を求める市町村が納付した納付額の範囲内を上限とされる

ところから、各構成市町村の納付額が、返還額を求める市町村の返還額を財源として使用されるものではないことから、構成市町村への影響が出るものではないと考えられるところでございます。

この組合規約の変更については、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、同規約を変更することの協議について構成する道内すべての市町村の議会議決が必要であり、同法第290条の規定により厚岸町議会の議決を求めるものでございます。

議案書でございますが、規約変更の内容につきましては、この資料のとおりでございますけれども、横判の議案第65号説明資料、規約変更新旧対照表により説明をさせていただきます。よろしいでしょうか。

左側が現行、右側が改正案で、右端が改正付要旨でございます。

第16条は、その見出しとして「返還等」をするものでございます。

次に、第16条の2といたしまして、さきに説明いたしました普通納付金の返還について特例を認めることの条文を追加するものでございます。

第1項は、納付した納付額及びこれに対する配分金、この配分金と申しますのは、納付金運用に伴う運用益の意味でございます、の全部又は一部について返還を求めることができる規定でございます。

第2項につきましては、返還の求めがあった場合の返還を認める規定でございまして、同項各号のすべてを満たすと組合長が認めたときに限り、納付金の全部又は一部について返還を求めることができるという規定でございます。

第1号は、当該返還を求める組合市町村の当該年度の再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上となる見込みであること。

第2号は、自主的に財政の健全化を図るための取り組みを行っていること。

第3号は、当該返還に応じることにより、当該年度の再生判断比率が財政再生基準を下回ることとなる見込みであることとする規定でございます。

第3項は、返還を受けた市町村は、返還を受けた日の属する年度の翌年度から通常の納付額を納付するものとする規定でございます。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

議案書の15ページになります。

附則でございます。この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行するというものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第65号 北海道市町村備荒資金組合規約の変更についての説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。  
2番、堀議員。

●堀議員 私のほうから、まず提案理由の説明の中で組合の設置目的等というものが説明されたんですけども、今回の改正というものが、この設置目的と合致するのかというものをまず一つお聞きしたいと。

本来この設置目的は、やはり災害などにより、緊急の支弁が必要になった町村財政の負担を軽減するための支消に限り許されるというものの目的で設立された組合であるということを考えたときには、今回のこの改正というものがその災害とは言いがたいものである以上は、合致しないのではないのかというふうに私は思うわけであります。

また、この組合というのは私もちょっと勉強不足であれなんですけれども、この組合、当然組合長、理事者というものがいると思うんですけれども、組合長とあと理事者というものを教えていただきたいというふうに思います。

それと、この改正規約第16条の第2項第2号、この当該組合市町村が自主的に財政の健全化を図るための取り組みを行っていること、これを組合長が認めたときというふうになるんですけれども、この判断というのはどのようにされるのか、これについて説明していただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 4点についてお答えいたしたいと思います。

まず、1点目の設立趣旨、当時昭和31年に備荒資金組合が設立されたということの設立趣旨と今回のこの新健全化法に基づく返還金の規約改正、これが必ずしも一致するかということになれば、当然設立趣旨は災害に対して設立されたものでございまして、今回の場合はいわゆる財政が破綻しかける前に、このみずからの財源で積み立てた資金、納付金をいわゆる返還を求めて回避するというを単純に比較いたしますと、議員おっしゃるとおり合致するとは言えないというふうに判断できるかと思えます。

それから組織、組合長でございます。組合長、上野晃登別市長、これは20年6月10日現在でございます。それから役員が28名おります。これは道内の1支庁1市長、それから町村長、これは14支庁の中の町村長から14で28人議員定数がございます。その28人がございますが、全部。

●堀議員 それじゃ、その町村長の町。

●税財政課長（佐藤課長） 町ですか。

●堀議員 ええ、市町村だけ教えてください。

●税財政課長（佐藤課長） 町だけでよろしいでしょうか。

●堀議員 はい。

●税財政課長（佐藤課長） 新篠津村長、名前は省略して。

●堀議員 はい、いいです。

●税財政課長（佐藤課長） 鹿部町長、乙部町長、留寿都村長、長沼町長、中富良野町長、天塩町長、札文町長、遠軽町長、むかわ町長、これは平仮名になってございます。平取町長、士幌町長、弟子屈町長、中標津町長の14名でございます。これが役員28名でございます。

それから、理事者につきましては、先ほど組合長が登別市長の上野晃氏、それから副組合長は規約に基づきまして組合長が指名するというので、副組合長として小梅利夫氏でございます。

●堀議員 市のほうは。

●税財政課長（佐藤課長） 市もですか。

●堀議員 はい。

●税財政課長（佐藤課長） それでは市の構成14市を申し上げます。

登別市長、札幌市長、函館市長、北見市長、留萌市長、苫小牧市長、稚内市長、美唄市長、赤平市長、三笠市長、砂川市長、歌志内市長、富良野市長、北斗市長、任期はいずれも20年2月1日から22年1月31日までとなっております。

それから、規約16条の取り組みでございます。

（発言する者あり）

●税財政課長（佐藤課長） まず、判断基準についてでございます。普通納付の返還の特例申し出があった場合の組合における決定プロセスということで、ちょっとお答えしたいと思います。

組合における決定のそのプロセスにつきましては、条例の第31条の3で規定することとしております。具体的には組合において申出書を受理したときは、その内容を審査の上、資金運用委員会に諮り、普通納付金の返還の可否を決定することとあります。これは要するに、資金規約の13条にございます資金運用委員会に諮って決定するというところでございます。

それから、どのように判断基準でされるのかということでございます。組合長が普通納付金の返還の可否を決定する際に、具体的な判断基準はどうかということかと存じます。アとして、財政健全化の判断の妥当性について判断できるのか等々の疑問があると思いますが、返還の申し出に添付する財政健全化計画書の要件及びその判断基準は以下のとおりということで、組合として適切に運用する必要があるということで、それに対応していくと。

1つ目として、財政健全化計画書の記載事項は地方自治法の、先般説明させていただきました新健全化法に基づく財政再生計画に準じていること。

2つ目として、財政健全化計画の中身の審査に当たっては、財政再生団体の取り扱いを基準としつつ、現在自主的な財政健全化を行っている団体の取り組み等の均衡を考慮

し、計画の妥当性や実効性等について資金運用委員会での意見、それからより客観的な専門的な視点から、北海道市町村課のアドバイスをいただくなどをして、慎重かつ適切な判断により決定していくという組合の判断でございます。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

●堀議員 1点目の設置規約、設置目的には合致しないということで、これらについては、そうなるとどうなるのかなというふうに思うんですね。

先ほど理事者を聞いたんですけれども、何で聞いたかという、9月18日に北海道新聞のほうにも出ていましたけれども、2007年度決算で財政指標が悪い道内市町村というように一覧というものが1面に出ておりました。その中に今回のこの備荒資金組合の理事者なりがどれだけいるのかというものを、ちょっと私のほうとしても知りたかったもので聞いたんですけれども、今言われた中では美唄市、赤平市、三笠市、これらの理事というものがこの道新に載っている中に早期健全化、赤平市などは連結実質赤字比率がもう相当高いところになっているんで、今回のようなことになったと思うんですけれども、少なくともこの3理事者が道内の中でも財政指標が悪いといった中で理事者がいると。

この設置目的に合致しないような規約改正を行うといったときに、その理事者側、組合長なりその理事者の責任というものはどのようになるのかというものを、まずお聞きしたいと。

また今後、こういう再生団体というものの数がふえる見込みというか、なりそうな市町村がだんだん多くなってきたときにどんどん支消されていくと、そういったときに、当然自分が積んだ分をおろす分はいいんですけれども、例えば今回この後の議案にも出てきますように、備荒資金組合の資金を使っての事業運営というような事業費の借り入れというものも、その事業の中にはあると思うんですけれども、そういったもののほうへの影響というものは、今後出てくる心配はないのかというものをお聞きしたいと思います。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 先ほど1度目の答弁という形で合致しないというふうに私ご答弁申し上げました。簡単に申し上げまして、昭和31年の当初の設置目的、いわゆる災害等と今回のこの16条の2を追加することの意味につきましては、災害ではない、じゃ、その財政破綻に達するのは要するに災害に該当するのかといったときには、これはだれが考えても災害ではないということでの意味での災害と合致しないというふうにお答えさせていただいたとご理解していただきたいと思えます。

そのときに、それら理事者はどのような考え方でということでございます。まずこの経緯でございますけれども、赤平市長から平成20年2月18日付で組合長に対して財政再生団体となることを回避し、財政の自主健全化を図るため普通納付金の支消についての

要請があったと。しかしながら、この普通納付金については災害に備えて貯蓄している資金であり、規約第17条の規定により災害による減収補填や災害対策費云々でなければ支消できないと。また、災害の範囲については備荒資金の設置の管理処分等の条例第28条にあるとおり、水害、風害、噴火等多種多様な災害がございます。したがって、赤平市から要請について現行上、災害に該当しないため普通納付金では支消できないことになるという当初の見解がございました。

しかしながら、次の理由により先ほど申し上げたということで、道内の各市町村におきましては財政基盤が脆弱で厳しい財政運営を余儀なくされていると、そういう市町村も多いということで将来景気動向等によって財政危機に直面し、円滑な財政運営に支障を来すこともリスクの要因として想定するなど、今回の赤平市からの要請については道内市町村にかかわる問題であると認識していると。このため、この機会に組合の設立目的でございます、先ほども申し上げました隣保相扶の精神と財政運営の健全化の観点から、新たに規約第16条の2を加え、財政再生団体となることを回避するための緊急避難的な措置として、当該市町村の自助努力を補完するため、普通納付金の返還の特例制度を創設しようとするという考えをまとめたというところでございます。

それから、これを返還を求めることによって要するに他の構成全市町村に影響がないかということでございます。例えば上限が資料にあるとおり5,000万円でございますけれども、返還を求めたことによって当然原資が減ります。その原資は備荒資金組合が運用してございまして一定の利率等々によって利益を得て配分されているところでございます。したがって、例えば赤平市が例えば今たしか1億3,000万円ほどあるはずでございます。報道によるとそういう数字が出ていたようでございますけれども、それをすべておろしたときには、その分の利益が当然減ってきますので、規約に定める配分金が当然減ってくることは確かでございます。ただし、今の金利情勢等においてそれがどの程度この180市町村に及ぶかということは、また別の問題でございますが、この事業運営について要するに赤平市が返還を求めたことによって、構成市町村に多大な影響を及ぼすということは薄いのではないかとこのように判断しているところでございます。

●堀議員 理事者の責任というものは。

●税財政課長（佐藤課長） すみません、答弁漏れがございました。

理事者の責任ということでございますが、例えばこの返還等々がございまして、要するにその利益等々が減った場合に理事者の責任ということでございますけれども、これはすべて市町村の規約に基づいて理事者が選出されてございます。したがって、これはすべてこの規約に定める理事者の構成町村にも及ぶ責任になるかと思えます。ということは、市から14、町村から14ということで互選をされることとなりますので、構成町の一部事務組合でございますので、理事者を含めた構成町の責任になるのではないかとこのように考えてございます。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 2番さん、3回目の質問は午後からでしょうか。

●堀議員 はい。

●議長（南谷議員） よろしいですか。

本会議を休憩いたします。

再開は1時といたします。

午後0時03分休憩

午後1時00分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

2番、堀議員の議案第65号に対する再々質問を行います。

2番、堀議員。

●堀議員 いずれにいたしましても、昨今の道内の地方自治体の財政上の厳しさというのはどこも同じで、我が厚岸町についても当然同じですし、何ていうか、ちょっと足が変わればすぐにまた同じような状況にもなりかねないというような中で、今回の改正というものに対しても若干心情的には理解できるどころというのは、私はあるのかなとは思いますが、ただやはり本来の備荒資金組合の設立、災害に対応するための基金を積んでおくというものは、これは自治体が本来持っている保険的なものとして自治体としては常にこういう保険を確保しておかなければ、万全な財政運営というものはできないのじゃないのかなというふうに思うんですよ。そういった中で、今回こういう改正をしようというものに対して、私は大変いかなものかなというふうに思うところであります。

また、先ほどからありますように、理事者の中には今回のこの改正の口火となった赤平市の市長なりが理事者にいると、そういう理事者側から出されたこの提案をそのままのみに改正するというのは、これは私個人的にはやはりちょっと納得できないところがあるなというふうに感じております。

そういった中で、一つ最後に聞きたいことは、今回仮にこの規約改正、1町村でも否決になれば道内すべて可決というふうにはならないものですから、この規約については成立しなくなるわけなんですけれども、仮に厚岸町がこの規約改正について反対の意を示したときに、例えば今後備荒資金を借りてさまざまなまちづくり事業などを行うといった許可に関して支障が出るのかどうなのか、そこら辺のことを最後に一つ聞きたいと思っております。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ご答弁申し上げます。

その前に2点ほどちょっと訂正といいますか、修正をさせていただきます。

先ほど役員を平成20年6月10日現在で申し上げました。組合長は7月24日に室蘭市の新宮正志市長になってございます。したがって、登別市長は役員ではなくて室蘭市ということになります。

それからもう一点、先ほど2回目の質問で3つ目の責任についての答弁でございましたけれども、私、質問者のいわゆる配分金に関しての責任という意味でご答弁したつもりでございます。責任の意味には2つか3つほどあると思いますけれども、いわゆる政治的、道徳的な観点から非難されるべき責、それからいわゆる違法行為、脱法行為、法律上の責任として刑事責任、民法上の責任を負うという責任、この2つがあるかと思えますけれども、私の先ほどの答弁はいわゆる配分金が減るということで、政治的、道徳的な責を負うという意味でのご答弁でございますので、よろしくご理解のほど賜りたいと存じます。

それから1町村、厚岸町議会がこの規約を承認いただけなかったということによった場合には支障があるのかということでございます。これは決まったものは当然ございません。ただし、ここでご答弁申し上げていいかどうか、ちょっと私も悩んでございますけれども、担当者としてはこのすべての180市町村が一致して取り組んでいくという意味で、仮に厚岸町が同意しないということになった場合には、人情的な意味で若干のいわゆる何らかの影響があるかもしれないというような答弁にとどめておきたいということです。これはまことに奥歯に物が挟まったような言い方でございますが、この組織を動かしているのは人でございます。そういう意味から、そういうような感じを持っていることをご理解賜りたいと存じます。

答弁になったかどうかはわかりませんが、ご理解賜りたいと思います。

●議長（南谷議員） 議長からなんですが、訂正の発言は議長の了解を得てから今後してください。

他にございませんか。

14番、竹田議員。

●竹田議員 これは北海道市町村備荒資金組合の規約というものの資料はありますか、条例。

●税財政課長（佐藤課長） はい。

●竹田議員 この中の規約の4条と17条で、ここにこの組合は組合市町村が災害に因る減収を補填し、又は災害応急復旧事業費その他の災害に伴う費用に充てるための積立金穀に関する事務を共同で処理するという事なんですよ、事務。

この4条と17条のこの組合は、組合市町村において次に該当する事由が発生したときは、蓄積金を支消することができる。(1)、(2)、(3)、(4)とありますよね。この規約が残っているということの中で、この16条の2項の(1)、(2)、(3)と3の部分でこの規約を改正するという事になると、規約の中身の整合性というのがとれなくなってくるような気がするんですけども、その辺の意味のとらえ方というのはどういふ

うにとらえたらいいんですか、それがまず1つと。

それから、厚岸町がまず町村で反対したときに、人情の話をすれば当然反対ということをしてせざるを得ないことができなくなるような、非常にどうしたらいいんだろうということで、何も質問しないでこのまま通してあげたほうがいいのかという、そういう性格を持ってしまうような課長の答弁なんですけれども、それはわかるんですけれども、私がやっぱり町民の立場で申し上げると、財政運営の健全化を図ることを目的とする、当時の31年のときにつくった目的のこの言葉の意味というのは、災害が起きたときに手当てをする財源をきちっと積み立てしておこうよと、それをしないと財政運営の健全化を図ることができなくなると、そういう意味でつくられたもの。仮に赤字団体に陥ったとしても命をとる人はいない、だけれども、この災害の復旧には早急にお金をかけて費やさなければならない、そういう大きな意味があってこの規約ができたのではないかというふうに私は思っております。

この条文を、1条から20条まであるんですけれども、これを読んだとき、そういう特質がある大事な組合組織である。それを財政に陥りそうだから、金を使ってもいいべということにはならないと。たかだか厚岸町において積立金が3,355万円ですか、陥りそうに今なったからといって、この金を使ったからといって次の年からどうなるんだという話もあります。たかだかの金額だと思います。

だから私はそういう、この規約をつくったときの4条、17条に従って考えたときに、必ずしも一市の大変に逼迫した財政に対して、合わせなければならないんだというような考えを持つべきではないなというふうに私は考えるんですよね。そういう意味をもって今質問しているわけなんですけれども、それについてどう思われますか。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

16条の2の追加につきましては、これは技術的な問題も絡んでございます。16条の2を加えるときに、これを要するに災害以外に使うというときに、全面的に直すときにはこの規約の1条から、いや、4条から4条、17条、これをすべて書きかえなければならないという技術的な問題があるということから、16条の2を加えることで他の条項を変えることなく規約の改正ができるという手法をとるという案でございます。

それから、2つ目の人情的にという私ご答弁申し上げましたけれども、当然議員おっしゃるとおり積み立てしておくべき災害のために、災害に特化して積み立てしておくべき当初のこの設立趣旨はそのとおりでございます。したがって、この4条と17条の関係につきましては、そのとおりこの規約を読むとおりに解釈すると、全くこのとおりでございます。

しかしながら、現下の情勢によりましてやむなく1市の要望におこたえし、今後国の情勢、道内市町村の情勢がどうなるかということ想定し、協議の結果、組合として規約の改正をするという判断をし、各構成町に規約の改正の要請、議決を求めたというところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 16条の部分のまず(3)、財政再生基準を下回る事となる見込みであること、これ非常にそれを判断するとき、下回る事となる見込みであること、これ自体の言葉の中の基準というものが、どういうふうな形で判断をされるのかということですよ。何%という数字もはっきりうたっていないところに、下回る事となる見込みであることということで、この部分が1点です。

それから、災害が起きたときの準備金として積んでおこうよといった話、そのことが全然関係ない財政団体に陥るかもしれないから、その金を取り崩して使わせてくださいという話とは、全然この規約をつくったときのそのものから物すごくこう角度を変えて、使えないものを使えるようにしてくださいという話は、規約を改正すれば、これが通ればそういうふうになるのかもしれないけれども、このもののお金を使うという趣旨がまるっきり違ってくるので、それはもう当然おかしいんじゃないかというふうに思うんですよ。

先ほど言った、ちょっと答弁されていないような気がしたんだけど、災害が起きました。いざ金を使おうと思ったときに、いや、去年財政赤字団体になりそうだったので取り崩して使った部分があるんで、残りわずかですと、災害に使う金はありませんと。災害はいつ来るかわからないんですよ。財政赤字団体には絶対陥らないようにしようって財政課長も一生懸命になっているんですよ。理事者も町長も副町長も皆さんそろって、それがなったら困るからもしかしたら使えるんでないかという気持ちのもとで賛成して、この規約改正を議会に案件として出してきたわけですよ。その辺の気持ちもわかんない。

町民の声としたら、おかしいんじゃないかと。なりそうだから、あんたたち提案してきたんですかとなるでしょう、これは。いや、うちは絶対ならないからこんな金なんか絶対使わないよと、たかだか3,300万円を補填したからといって何になるんだという話でしょう。そう思わないですか。

だから、災害復旧のためにきちっと金を残すということが私は町民に対する物すごい大事なことであり、愛情であると、それが財政健全化につないでいかなければならない性格のものじゃないですかということ。だから、厚岸町としてはこれを出すべきではなかったんでないかと、私はそう思うんです。賛成して、その一市町村の180分の1ですよ。に対して理解をしてこれを提案してきた、その辺もわからない。もう一回聞きますけれども、よろしくお願いします。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ご答弁申し上げます。

16条の第2項第3号ですか、再生基準を下回る見込みということで、財政再生基準ということになりますと、いわゆる4つの指標でございます。市でございますので赤字比率でいきますと20%、連結でいきますと、これは経過措置がございますけれども、22年度決算が35%、それから実質公債費比率については35%、将来負担比率はこれはござい

ません。これを下回らないという意味で、比率はここに書かれていないということで、それが確実と見込まれるということ、その見込まれる判断かと存じます。

この判断につきましては、先ほど2番議員さんのほうにご答弁したとおりでございまして、慎重かつ適切な判断により決定していくということでございますので、ご理解賜りたいと思います。

それから、このいわゆる納付金の現在高500数億円ございますけれども、これは大災害に備えて当然備えておくべきものであって、財政が大変なのでそれに使うということではございますけれども、確かに災害はどんな規模の災害が来るかわかりません。例えば500年間隔地震で厚岸町が全滅した場合には1,000億円とか、そういうような規模の災害が来たときには、当然この今の残高では足りないお話になるところでございます。ただし、そうなった場合には厚岸町単独のお話ではなくなって、国の激甚災害等々いろいろな手だてがあると承知してございます。この備荒資金組合の災害の準備として蓄えられているものにつきましては、あくまでも一部事務組合、いわゆる地方公共団体が単独でそれぞれ双方助け合いましょうという趣旨で成り立っているいわゆる基金でございます。

したがって、大災害のときにこの500億円、例えば500億円で足りないといった場合には、当然相当規模の災害でもあると思いますし、そうなった場合には全道、北海道だけではなく国の支援等もあるというふうに私は考えるところでございます。

したがって、この趣旨と異なるということは、先ほど2番議員さんのほうにもご答弁申し上げましたとおりでございますけれども、当該市町村が納付した金額について当然返還を求めるということで、ある程度自分のお金でございますので、やむを得ないことではないかと担当としては考えているところでございますので、ご理解賜りたいと思います。

●竹田議員 ちょっと答弁漏れあったんだけど、まあいいわ、3回目。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 判断比率が財政再生基準を下回ることになる見込みであることという言葉があいまいだということに関しては、これは数値をきちっと文言を加えるべきでないかというふうに思うんですよ。その4つの形からその数字ありますよね。赤字比率とか連結比率、公債費、負担比率、この4つから見て数字がきちっとあるわけだから、これを下回ると、それで何%下回るということもきちっと加えないと、これは市町村はまだいけるんじゃないか、この町村はまだ耐えられるんじゃないかとか、ここはもうすぐ出してやらねばならないとかという話になって、その辺がはっきりしなくなるんじゃないかというふうに思うんですよね。だから、それははっきりしたほうがいいんじゃないかと。もともとこれには僕は反対ですけども、それは加えたほうがいいんじゃないか。通ったときの話ですけども。

それと、人命を守るということで、北海道の大揺れの大地震ではなくても、例えば厚岸町近郊、釧路沖地震が最近何年間周期で来るというふうに言われていますよね。そういった形で大地震、厚岸町が崩壊してなくなってしまうような大地震のことを言ってい

るんでなくて、小規模の地震、例えば震度5とか6でもかなりな損害は生まれてくると思うんですよね。そういったとき、その手当てはやっぱ国とかなんとかじゃなくてある程度町村単位で面倒見なければならぬと、そのときに財政に例えば陥ってしまったときに金をおろして積んでしまう。そのときにたまたまその地震が来て、金がないというような状態になったらどうするんですかということを知っているんですよね。

いや、いいんだと。何か特別借金してもやるんだから、これはこれで使わせてくれと、地震来たときは地震来たときは考えればいいんだということで、いたし方ないというふうに言っているのか、その辺の気持ちがちょっとわからないんですよ。もう一回ちょっとその辺を明確に答えてほしいんですけれども。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ご答弁申し上げます。

下回る率を入れるべきということでございますが、16条の2第3項では、当該年度の再生判断比率が財政再生基準を下回る、この財政再生基準というのはせんだって地方公共団体の財政の健全化に関する法律の説明をさせていただきましたが、この意味のことでございまして、16条の2の第1項に規定されているところでございます。

したがって、下回るということは先ほど申し上げたとおりの率を下回るということでございまして、例えば先ほど言いました率でいきますと、赤字比率でいきますと35%、要するに率を下回るということ。要するに34.9とかそういう意味で下回る見込みがあるという意味でございまして。

それから、これが一番の問題だと思っておりますが、備荒資金組合として要するに約500億円の財源が今あるところでございますが、大災害の際に国等の支援もあるとしても、お金が当然大規模災害でないといった場合にどうなのかということでございます。これは大変難しい問題でございまして。しかしながら、これは災害ですから起きてみなければわかりませんし、かといって起きない、起きる、これは簡単に言えるものではございません。起きることもありますし起きないこともあると思っておりますが、なかったときにどうするかということでございます。これはなければ当然復旧等はできません。ただし、先ほども申し上げたとおり備荒資金組合、全道市町村が加入するこの組合の資金だけが復旧費ではございません。繰り返すようでございますけれども、そういう意味で、他の資金等々も当然投入されるということで、災害復旧に努めて、早急な復旧に努める資金等については、この備荒資金組合だけではなく北海道、国の資金等も活用し、復旧に努めていくということで対応せざるを得ないのではないかと、このように考えてございまして、ご理解賜りたいと存じます。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 私からはちょっと補足をさせていただきたいと思っております。

先ほど2回目のご質問で町の理事者は夕張市、財政再建団体に陥らないようにあなたたちは最大の努力をしているだろうというお話がございました。そのとおりでござい

す。我々は赤字再建団体にならないように最大限の努力をしているわけでありましてけれども、昨日の財政健全化比率の中でも担当課長のほうから答弁をしておりますとおり、この財政健全化の判断比率になる、その分母になる部分でありますけれども、これは標準財政規模といいまして標準的な税収入、厚岸町における税収入、それからもう一つは交付税がこの標準財政規模と言われるものであります。

それでご案内のとおり、平成12年から今日に至るまで約10億円の交付税の減額がされております。これが今後どうなるかということについては、我々も非常に不安視をしております。この分母が変わることによって、変わることによってといいますのは、分母が低くなることによって財政判断比率というのは当然上がってくるわけでありまして。そこいらを十分、当然財政運営としては勘案を、予測をしながら財政の運営を図っていかなければならないわけでありましてけれども、いかんせん我々の努力だけではいかんともしがたいという部分も残っておりますので、そういうようなことを考えますと、今回その赤平市からの要請で、その特例的な措置として16条の2を加えて普通納付金の返還を求めることができる。ただし書きがあって、きちっとした審査をしますよと、それらの審査にすべて合致した場合についてのみ返還をすることができる。それは当該市町村が納めた額の範囲内であるということでありまして、このことをもって構成町村である我々に大きな影響はないだろうというふうに判断をしておりますし、一步間違えば厚岸町もこういう状況になりかねないということも、考えておかなければならないだろうというふうに考えます。おどかしをしているわけではありませぬので、その辺ご理解をいただきたいと思いますが、それで災害のことを先ほど14番議員、心配されておっしゃっておりますけれども、これは私の私見になるかと思っておりますけれども、赤字再建団体ということになれば、災害をこうむった市町村と同じ、もしくはそれ以上の財政運営が強いられてくると、これはテレビ報道で見て、常々そういう市を見て感じておられることではないのかなというふうに思います。

そういう意味合いでもって、この規約の改正というものはやむを得ないのではないかなというふうには考えております。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

1番、音喜多議員。

●音喜多議員 大方向い尽くされてきたものだろうというふうに今聞いております。ただ、今言われたように、もう半世紀も前のつくった当時から見れば52年も過ぎていますし、しかし、この新たに追加しようとする今回の財政再建法の関係でもって追加しようという条項については、これは暫定的なものなのか、あるいはこれからもうずっとこれをでんと据えて、これからの時代を反映させていくという条項にして、延々とこの備荒資金というものは続くものなのか、それから、あるいは今言ったように暫定的にこの条項を入れるのか、あるいはこれからのことを考えれば恒久的にこれがでんと据えて、いわゆる災害というものが薄くなってしまおうというか、さっき議論されている中で、災害というのはいつ来るかわからない、これは永久的にそれこそ備えなければならない対策の一つだろうと思うんですが、財政的にはこれは今さっき副町長が言われたように12年から

このように地方交付税が、しかし、これもいつまで続くかわからないというけれども、これはやり方によってはその対応ができるわけですね。災害も対応できるかもしれないけれども、その規模とかそういったものははかり知れないけれども、財政的にはやり方によってはある程度対応ができると、そういう意味からすれば、この条項については、もう今回この際入れたらば、ずっとこれからまた50年も続くと、あるいは100年も続くと、そういうものにしようという考え方なのか、あるいは今一時的なそういう財政再建法に伴う財政困難からの対応のための一時的なものであるのかということが1つ。

それから2つ目には、やはりこういう大事なことというか、正直言って大変な話ですよ。これは先ほどの厚岸町に例えた話をするならば、いわゆる資金繰りが苦しくて会社をつぶしてしまうか、あるいは破綻してか後処理するかの違いに等しいわけですが、そういった大事なことに對してどれだけ努力したのか。先ほど課長が言われたように、180市町村の中での、そういった中では、これは1町村でも反対してもさほどそういった影響力はないのかもしれないけれども、全体責任としてそういう重みはあると申すならば、やはり私はそれなりの努力というか、そういう事の重大さの大きさの努力というものをもっと必要ではなかったのかなというふうに思います。その辺はどう思うのか。

それからもう一つは、釧路産炭地、いわゆる夕張市も赤平市もあるいは芦別市や歌志内市、そういったところも産炭地です。しかし、釧路管内の産炭地振興法でも私の町でも、やはりそういう資金を50億円という資金を取り崩して今日まで対応している状況を勘案すると、これもやむを得ないかなというふうに思いますが、そこまでは私どもの町、今の状況から見てはそれほど深刻ではないのかなと、その資金を取り崩したときにも、しかし、これ立場が変わって、町長がそういう赤平市長さんのようにというか、産炭地のこういう状況に置かれた場合、どのように皆さんに説得するというかお話をするというか、こういうもう緊急的というか、もう後のないような状況に追い込まれたときには、やはりそれなりの説明をするだろうし、そういう状況に行っていないからそういう町長はこのことに関しては余り関係ないといったら変ですが、差しさわりのないような形でいたかったんだろうと思います。私ちょっと人の町の振りを見て、町長の心境をちょっと伺いたいなと思うんですが、いかがでしょうか、その3点です。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） いろいろとご質問をいただいているわけでありましたが、まず恒久的かどうかということですが、今回は規約の改正でございます。附則にありますとおり、この規約は北海道知事の許可のあった日から施行されるということになっておりますので、議決された中で知事の許可を得て施行ということになるわけでございます。

それと同じ自治体として、町長の心情といえましょうか考え方、ご承知のとおり、夕張市があのおり昨年になりました。さらにはまた新しい、昨日も説明いたしましたけれども、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、4つの指標によってその財政判断がされる新しい時代を迎えたわけであります。

夕張市はその以前の倒産なんです。今回の4指標の中での倒産の中で、第2の夕張市になるのは北海道地区、特に空知地方が極めて大きい予想をされるということは皆さん報道されご承知のとおりだと思います。その中で現実的に起きておるのが赤平市なんで

す。それで北海道も積極的に財政健全化に向けての協力支援体制をするということにもなっております。また、今の備荒資金の関係におきましても、赤平市が積み立てた分を返還しましょうという新しい、昭和31年の時代につくった備荒資金の目的とは変わりますが、今日の財政健全化運営を考えるにおいては新しい項目を設け、やはり救済しなければならぬ各自治体の今日を迎えている。

例えば厚岸町もそうなるかもしれません。そのときの財政支援をどこにお願いするのかと。または倒産しようとする自治体にまで積立金を返納させないということもいかなものか。何も我々が積み立てた分から返還するわけじゃないんです。赤平市が積み立てた分だけを返還しましょうと。財政が厳しい、倒産寸前があると、そういう中で何とか同じ自治体として助けてあげましょうと、せめて厚岸町が単独で夕張市にお金出せばいいわけでありまして。しかし、互助精神によってお互いに助けてやろうというのが今回の備荒資金の規約の改正なんです。この点は同じ自治体の町として、先ほど心情という言葉がありました、本当に素直に思うんです。ですから、そういう点についてご理解をいただければと、かように存じます。

さらにはまた、今の基金ですが大変な金額になっておるんです。545億円なんです。それによって厚岸町も後ほどの補正予算で提案いたしますけれども、備荒資金を使っているいろいろな事業をやっていこうということになっておりますので、どうかご理解よろしくお願いしたいと存じます。

●議長（南谷議員） 1番、音喜多議員。

●音喜多議員 よくわかりました。当然私からすればそういう町長のメッセージというのはきちっとこの問題に対しての正しいというか、まともな考え方をきちっと早く発してほしかったなという思いなんです。先ほど努力が足りないと申し上げましたが、本来そういう大事なことの意味合いを持っているとするならば、先頭に立ってやはりこうわかっていただくというか、理解していただくようないろんな方法がほかにもあったんだろうと私は思います。こうして議会のことだから、その説明、議案につづってそれを理解するのが私たちの宿命なのかもしれませんが、もうちょっとそういった中身について、早いうちにそういうメッセージを出していただければ、深く考えることもなかったのかなと思います、中身は深いでしょうね、これは正直言って、事の問題は。先ほどももう一度解明したいと思うんですが、これは附則にも書いてありますから、知事が許可あった日ということだから、そういう町長のメッセージでもって北海道を含めて全道内180市町村が夕張市の姿を見て赤平市、あるいは空知の旧産炭地を応援しようという気持ちというのは、これは私も重々その気持ちはわかりますが、やはりその状況をあれするんですが、支援していかなければいけないんでしょうけれども、本来あったこの目的、つくった組合の規約というか、その目的がいわゆる災害だったんですよね。災害に対するお互いの町の助け合いというか、この第4条には組合の共同処理する事務として、組合市町村が災害に因るといふ、災害が目的だったわけですよ。それをここでこうして目の前が財政の火の車が上がったんでという、確かにその対応も必要だろうと思うけれども、本来の目的がすっかり薄れてしまって都合のいいというか、その時代時代が変わってし

まうのではないのかというふうに思いますが、それもいたし方ないという考え方なんでしょうけれども、そうそう簡単に都合いいように変えたんでは、本来のこの規約とかお互いの市町村の目的が薄れてしまうような気がします、改めてその辺はいかがでしょうか。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 改めて、その組合の設置目的、お話しさせていただきたいと思いますが、北海道内の市町村が、隣保相扶の精神に則り、一部事務の共同処理を通じて、相互の福利増進と財政運営の健全化を図ることを目的とし、組合市町村が災害に因る減収を補填し、又は災害応急復旧事業費その他災害に伴う費用に充てるための積立金に関する事務を共同で処理をするという大まかなこれは目的になっているんです。

ですから、災害災害と先ほどからお話になっていますが、そのとおりであります。しかしながら、今回改正です。そのために提案をしてお願いをいたしておるわけでありまして、どうかこういう点で同じ自治体として私は理解をしておりますし、また我々の町村会におきましてもいろいろと議論しながら理解をしているということでございますので、どうか議員各位のご理解もよろしくお願いをさせていただきたいと思っております。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口委員 今町長がおっしゃったような備荒資金組合の方針だと思いますけれども、それでこれは災害等の緊急のときにきちんとしておこうということで、各自治体がそれぞれ資金を積み立てし、その中で必要になった自治体がこれを使用していくということがこの目的だと思うんですが、先ほど町長のお話にもございましたけれども、備荒資金、基金の残高が545億円になっているということで、この運用なんですが、これはどういうふうに今運用されてこの金額になっているのか、これについてちょっと教えていただきたいというふうに思っています。どういうことで、この金額になったのか、納付額と現在の残高で運用もあったからこういうふうになっていると思うんですが、これについてちょっと説明をしていただきたいというふうに思っています。

それから、今回この規約を改正することによって、返金ができるようにしていこうということで、その対象が今回は赤平市が対象のようでありますけれども、先ほどからお話が出ているように、旧産炭地中心とした空知管内の自治体はかなり今財政的に大変な状況にあるということでございますけれども、今後これの返金が拡大していく可能性があるのかないのか、その辺についてお尋ねをまずしたいというふうに思っています。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ご答弁を申し上げます。

運用状況でございます。平成20年2月末現在の状況でございます。基金総額が552億円の運用状況でございます。一応直近の資料を取り寄せたつもりでございます。

まず長期貸し付けが356億3,100万円、それから短期資金、それから国債等が196億600万円です。それで552億3,700万円というふうになるかと思えます。これらの運用をしているところでございまして、長期貸付金の350億円につきましては比率にしまして、全552億円の比率にしまして約64%程度になってございます。短期が4.9%、国債等につきましては30.7%の比率となっているところでございます。

それからもう一点、今後赤平市のみではなく、こういう状況が広がっていくのかという今後の情勢についてでございますが、全く予想はつきません。ただし、明るい見通しは私はないというふうに承知しているところでございます。先ほど副町長の答弁にあったように、国はどのような状況になるか、いまだ不透明でございますし、最近の新聞情報等によりますとかなり景気が落ち込んできているところでございます。法人税等国税5税等の減収もこれは予想されるところでございまして、景気対策が大事だということで、新内閣も今日のテレビ等でもおっしゃってございましたが、これがどの程度地方を救うような景気対策になるのかということは全く不透明、不確定でございます。その意味から、どのようになるか不透明な部分が多過ぎてよくわかりませんが、赤平市のような団体が例えば今180市町村あるうち半分になるとか、そういう状況にはならないというふうに考えてもよろしいのではないかとこのように考えます。

根拠は、少なくとも国は半分以上、極端に言うと1,800団体のうち900団体が再生団体になるということになると、これは日本がもう終わりだというふうに考えていいと思えます。そういうことになると大変だということ、大変だということよりも、もう日本が成り立たないという根拠的な意味をもって、そういうことにはならないということで、多少は可能性はあるとしても、そういうことにはならないのではないかとこのように推測しているところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口委員 この長期運用の部分ですけれども、長期貸し付けの貸付先これはどういうところがあるのか、短期も含めてなんですけれども、わかる範囲で教えていただきたいというふうに思います。

なぜかという、今年金含めて運用によって大変な損害もこうむらないとも限らない時代でありますので、その辺は我々もある程度知っておく必要があるのではないのかなと思っておりますので、お伺いをいたします。

それから、今課長が今後の見通しみたいなお話をされましたけれども、各自治体の財政が大変なのははっきりしていますよね。そして交付税がどんどん下げられているということになってくると、今後第2、第3、第4の赤平市が、夕張市ほどではなくても何とかしていただきたいということになって、これを返金がずっとされていくことになると、これ自身もそのうちに大変なことになる時期が来ないのかどうなのかということと、もう一つ、返金をした自治体は今後この備荒資金組合とはどういう関係になっていくのか、その辺についても教えてください。というふうに思います。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ご答弁を申し上げます。

長期貸付金の内訳ということでございます。約350億円でございますが、これほとんど地方自治体でございまして、地域整備促進事業としまして293億8,000万円、それから当町も利用してございますが、車両、それから防災資機材の譲渡資金として貸し付けしているもの、これが62億5,100万円、計356億3,100万円ということでございます。

それから、第2、第3のいわゆる赤平市が出てきたときということでございますが、備荒資金組合との関係がどうなるかということで、先ほど副町長から答弁あったとおり、みずから納付した残高が例えば5,000万円あったと、それを返還した場合には、返還した年の属する年度の翌年度から同じような規定に基づき、厚岸町でいいますと500万円を積み続けるということでございます。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（「議事進行」の声あり）

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 各議員からの質問がただいま出されていますけれども、まだまだ聞きたいことが他の議員もあるかと思えます。私自身もまだ不完全燃焼の状態なので、ここで特別委員会をつくっていただいて、もう少しこれについて議論をしたいというふうに思います。

●議長（南谷議員） ただいま、14番、竹田議員から議事進行がありまして、審議中の議案第65号について、議案審査特別委員会を設置し、これに付託して審査をしたい旨の申し出がございました。この関係について協議をし、決定をしたいと思えますが、いかがでしょうか。

（な し）

●議長（南谷議員） 休憩いたします。

午後 2 時01分休憩

午後 2 時03分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。  
13番、室崎議員。

●室崎議員 今回の規約の改正なんですよね。それで、規約文言に基づいて話をしなけ

ればならないと思うんです。

それで、先ほど来質疑の中で、質問にも答弁にもあったんですが、組合の設置目的のところ、出された資料が目的などなんです。目的だけじゃないんですね。そのために、設置目的をどうもあいまいにしているような部分が見られたので、ちょっと整理のためにお聞きします。

結論から言いますと、今回の16条の2というのは、この規約文言からいけば目的には反していませんよ。目的というのは第1条、ここに目的と書かれています。この組合は、北海道内の市町村が、隣保相扶の精神に則り、一部事務の共同処理を通じて、相互の福利増進と財政運営の健全化を図ることを目的とする。それしか書いていないんですよ。だから、設置意図だとか、31年か何かにこれを設置した人たちの思いだとか、そういうものには災害というものがあってもいいけれども、規約の第1条目的には、そんなことは一言も書いていないんです。そのことはやはり答弁するほうできちんと言っていたきたい。

だから、設置意図だとか、その何ていうんですか、みんなの思いだとかそういうことからいうと、今回は違うものが出てきたねということになると思うので、そのところは目的に反しているのではないかと、そうですという議論をやったとすれば、ちょっとずれているんじゃないかなと思いましたので、そのことがまず1点。

それから次に、4条なんです、これはほかの方も言っていたんですが、組合の共同処理する事務というのがあります。この中で災害に限定しているんですね。ただしこれは目的規定ではありません。だから、この4条と、今回の16条の2の関係について、これは矛盾しないんだということを説明すればいいだけのことだというふうに思いますので、その点についてお聞かせをいただきたい。

それで、今後のことがあるので一言お願いなんです、こういう規約改正のときには、こういうものだけではなくて、これは何百条もあるんなら別ですよ。たった21条なんですから、やはり現規約がどうなっているかというものを最初から資料として出していたら、質問するほうは非常に楽でないかと、このように思いますので、これは今後の点についてお願いしたい。それがお願いです。

何か質問とお願いが一緒になって申しわけない。

それから次に、先ほど来町長、副町長、そして課長も言っている情の部分を含めての話なんですけれども、確かに自分が出資している組合員ですからね、積み立てているお金なんだからこういう危急存亡のときなので何とかその分だけは取り戻すことを許してくれないかということが、ある町から出てきたと。それで、そこまでだめだよというわけにはいかんだろうから、非常に異例な形での規約の改正を行って、何とかそれを認めようじゃないかというのが意図であると、町長の話はそうだったと。

それから、いわば非常に法的な言い方をするとおかしい話なんですけれども、夕張市だとかなんだとかというような、何も夕張市に限ったわけではない、昔にも財政破綻した町は幾つもありますけれども、そういうところを見ていると、大災害に見舞われたのとその住民の苦しみは大差ないと、そうすると、いわばこういうことでもって再建団体なんかになっていけば大災害に見舞われるのと同じようなものだから、法的には全然違うけれども、実質的には準ずるものとして考えたらどうだというような判断もあると思

う、そういうような前提の中で話しているということだと思う。

それで、もう一つお聞きするのは、じゃ、今このAという町がこの返還を規約改正してまで求めてきた。だめだということになった。そのときに、じゃ、私はこの一部事務組合を脱退します。脱退するから出資金としての私の持ち分は返してくださいと言ったときは、これは返さなければならないですね。その点、これについてもお聞かせを願いたい。

それから、現在の状況ならばできればと、実際にできるかどうかはちょっと別にしても、できれば組合員として残って、そしてこの後積み立てていって、一たん何ていうんですか、出資金というか持ち分というか、その積立金というかゼロになっているものをまたもとに戻す機会は与えられると、こういうことだと思うんですが、そのあたりの説明をしてください。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 全く今いい知恵をお与えいただきましてありがとうございます。

いや、といいますのは、先ほど来から災害、災害が中心になった議論になっているものですから、私としてはあえてその目的の備荒資金を読ませていただきました。

1条プラス4条、そのとおりなんです。ですから、皆さんの議論としては災害、災害ということが中心になって議論していたものですから、私はあえて目的を読んだんです。財政運営の健全化を図ることを目的とすると、そういうことに対する今回の改正の1条を加えるということでございますので、あえて私はこの文章を読ませていただいたことについてご理解いただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

しかしながら、4条の災害ということについても、やはり財政運営の健全化を目指すためには大きな負担になるわけですから、あえて4条もあると、災害ということですね。そういう点についてもご理解いただきたいと思っております。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 脱退の件でございますけれども、脱退した場合には既に納付されている返納金は返還されます。ただし、脱退に伴う所要の手續、規約改正等々の手續が必要となるところでございます。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 一部事務組合ですから、脱退するということに、それは認めないよとは言えないと思うんですよね、法的に。そこのところはどういう手續になるかはわからんけれども、それから、個々の組合規約の中には脱退のときの規定がないんだけれども、規定ないから脱退できないよということにならないと思うんだけれども、どういふ方法でやるかは別としてね。そうすると脱退ができるとして今言うんだけれども、そうするとお

金を返すということが、組合から追い出して荷物持たせて出すか、それとも組合の中にとどめておいて、特例としてお金をやるかということ判断しなさいと言われていたことになりかねませんよね。それで、あとは私どもが政治的に判断すればいいだけじゃないかというふうに思うので、その脱退のところをちょっともう一度言ってください。

それからもう一つ、今町長が言ったように、この規約では目的は今言ったように財政運営の健全化なんです。だけれども、その設置意図といいますかね、それが出てきて4条の事務処理のところでもって、事務の範囲というものに災害という限定を当てているということです。だから、目的に反するのかと、目的がどうなんだといったときには、財政健全化ということで、こちらはいわば事務の範囲という手続的な問題に入っていくということですよ。それを明確に言っていく必要があるかと。あとは意図の問題です。

それで、その上でこの事務、4条の規定と16条がどういう関係にあるのかということについてはきちっとやはり町としての解釈を持っておく必要があると思うので、その点の答弁が今なかったもので、その点は説明をしてください。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ご答弁申し上げます。

脱退したときのことでございますが、当然のことながら脱退の手続につきましては、所要の手続が当然ございます。これは繰り返しになります。その際、当然先ほど申し上げたとおりの返還金になります。ただし、その際、当然組合としての規約等の変更が必要でございますので、新たに脱退した団体以外の全市町村の議決もまた必要となるところでございます。

それから、4条と16条の2の今回の関係でございます。議員ご指摘のとおり第1条、昭和30年12月21日議決、31年2月1日規約第1号でございます。この時点では、先ほど議員ご指摘のとおり、災害を想定していたということではございますが、この第1条の目的をこのとおり解釈する限り、財政運営の健全化を図ることを目的とするということが第一義的な目的として、第4条と第16条の2がいわゆるそごを生じるものではないと、そのように理解しているところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

●室崎議員 聞いても同じ答えだろうからいいです。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第9、議案第66号 厚岸町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） ただいま上程いただきました議案第66号 厚岸町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、その提案理由を申し上げます。

厚岸町過疎地域自立促進市町村計画は、平成17年度から平成21年度までを計画期間として、過疎地域自立促進特別措置法に基づき平成16年12月の町議会定例会において議決いただいたものであります。この過疎計画の運用に当たりましては、毎年度計画掲載事業の実績や町総合計画3カ年実施計画のローリングなどを踏まえまして、必要な変更手続を行ってきているところでございます。本年度の変更には、計画書中の事業名の追加のほか、参考資料における施策区分の概算事業費合計が2割を超え、かつ計画本文の修正が伴うことから、北海道知事との変更協議とともに町議会の議決が必要となったものであります。

さきに本年8月21日付をもって、北海道知事から計画変更に対しての異議がないとする回答を受けましたので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項の規定に基づきまして、当該計画の変更について本定例会に上程するものであります。

このたびの変更には、現過疎計画の期間が平成17年から21年度までであるため、計画に登載されている平成19年度までの事業について、事業費及び事業内容を実質的に変更するとともに、平成20年、21年度分については現在の町総合計画第9次実施計画の内容へと変更することを基本に調整をしているものであります。

また、現過疎計画に未掲載で第9次実施計画に新しく掲載された事業のうち、過疎対策事業債の充当が見込める起債事業に当たりましては、このたびの計画変更で追加事項として加えております。

その一方、現過疎計画に登載されている事業で、第9次実施計画に未掲載となっている事業につきましては、整合性を図る観点から、これを削除しているものでございます。

議案書の16ページでございます。

過疎地域自立促進市町村計画の変更であります。次に17ページからこの内容が記載をしておりますが、字が小さく見えにくいということで、説明につきましては別途A3の資料、お配りをさせていただきました。この議案第66号の説明資料ということでお配りをさせていただいておりますけれども、こちらでご説明を申し上げたいというふうに存じます。この資料の1ページ、2ページの資料につきましては、議案に添付されておりますA4の様式を拡大して見やすくしたものでございます。議案書の内容と全く同様の内容のものでございますので、こちらのほうをごらんになっていただきたいというふうに思います。

今回の過疎計画の変更では、各施設区分ごとにある事業計画の表の内容変更と追加ということになっております。資料の左側が現在計画登載されている内容、右側が今回変更しようとする内容です。また変更部分には下線を引いてございます。

現計画に登載されているものの、その事業内容を変更しようとするものについては、記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。一方実施年度を前倒しするなどの理由で、平成21年度までの計画期間内に実施をしようとして、今回追加登載するものは、変更後の表の備考欄に追加と記載してございます。逆に計画期間以降に先送りするなどの理由で、この過疎計画から削除するものについては、現行後の表中の備考欄に削除と記述をしてございます。

まず、資料の1ページ、区分欄の2、産業の振興の中では(9)その他の項目でございます。ウニ養殖試験を追加をいたしてございます。

また、区分欄3の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の中では、(1)市町村道の道路の項目における宮園町東1の通り改良舗装と、宮園町東4の通り改良舗装及び湾月町横5・6・7の通りの舗装を削除いたしまして、一方で港町町道嵩上整備を追加するという形になってございます。

資料の2ページに移ります。

区分欄4の生活環境の整備の中では、(2)下水道処理施設の公共下水道の項目において、公共下水道コンポストヤード施設整備を追加してございます。

また、(3)廃棄物処理施設のごみ処理施設の項目において一般廃棄物最終処分場污水处理施設整備を追加してございます。

(6)その他の項目では、尾幌2号川支流改修と汐見川護岸改修を追加するものでございます。

また、区分の5、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の中では、高齢者福祉施設の老人ホームの項目における特別養護老人ホーム居室用ベッド整備を削除する一方で、特別養護老人ホーム増築を追加しているものでございます。

区分の7、教育の振興の中では、(1)学校教育関連施設の項目に、統合関連施設、スクールバス・ボートの項目とスクールバス整備を追加し、また(イ)その他の項目の関係につきましても、スクールバス・ボートの項目名とスクールバス整備を追加する一方で、その他の項目の生涯学習施設整備を削除するものでございます。

(3)集会施設、体育施設等の項目におきましては、体育施設の項目名と宮園公園パークゴルフ場施設整備を追加する内容となっております。

以上が、今議会において議決を得るために提案させていただいた計画変更の内容でございますが、次の説明資料の3ページから7ページまでにつきましては、この過疎計画に登載された事業の各年次ごとの概算事業費をお示しした参考資料のうち、事業名や事業内容及び事業費の一部に変更が生じたものの一覧資料となっております。

本資料につきましても、事業費の左側に現計画、右側に変更後の内容を記載してございますが、年次割り付けにつきましては、現在の厚岸町の総合計画の3カ年実施計画、これを基本にしながら調整をいたしておりまして、変更部分には下線を引いてございます。

なお、事業主体が厚岸町以外の事業にあつては、事業費の欄、厚岸町が負担する額を

記載してございまして、厚岸町の負担のない事業では事業費の記載欄ゼロと記載がされている内容のものもございまして。

ちなみに、議会の議決を必要とする大幅な変更にあたる概算事業費合計の2割を超える変更部分、この該当する部分につきましては、7ページの区分5の高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の項目でございまして、特別養護老人ホーム増築の事業を追加することで、大幅な事業費増の変更という部分になってございます。

以上、雑駁な説明でございまして、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

2番、堀議員。

●堀議員 まるきり新規というか追加の部分で、ちょっと場所等がわからないので教えていただきたいんですけども、尾幌2号川支流改修ですね。これはどこの場所でどのような改修を行うのか。

それとあと、スクールバス・ポート、これのうち太田線29人乗り、これが21年度新規で載ってきているんですけども、現況のスクールバスというのがどのような状態で、この21年度にこういうふうになっているのかを教えてくださいたいと思います。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 私のほうからは尾幌2号川支流の転落防止柵の概要でございます。これは真竜中学校前の通りに尾幌2号川という川が流れております。その部分の転落防止柵を改修をするというものでございます。場所はお分かりですか。

●堀議員 グラウンド側、それとも。

●建設課長（佐藤課長） グラウンド側と道路側とあります。両方あります。そのところですよ。

●堀議員 はい。

（「あとはスクールバス」の声あり）

●議長（南谷議員） 管理課長。

●教委管理課長（須佐課長） 大変申しわけございません。

スクールバスの関係についてお答えさせていただきます。

上段のほうの総合関連施設は尾幌地区の尾幌線を走るバスを今回統合に伴いまして、大きいバス29人乗りにかえる内容になっております。下のほうのスクールバスの関係に

については、太田線の今走っておりますバスの更新となります。

以上が内容であります。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

●堀議員 尾幌2号川については、それじゃ2つの川で両方ともがということで私は理解したんですけども、それでよろしければ答弁のほうはいいと思うんです。グラウンド側と道路側というかこの公住側というか、そういうふうに理解したんですけども、違うのかな。そこら辺もう一度ちょっと教えていただきたいと思います。

あと、スクールバスについては太田線、更新ということなんですけれども、現況のスクールバスというものが何年に購入されて何キロ走って、また既にどのような状態なので、この更新に至ったのかというものを教えていただきたいというふうに思います。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） すみません。私のほうから尾幌2号川支流の改修の転落防止柵の場所でございますけれども、これは真竜中学校の前の通り、ちょうど町営住宅と真竜中学校があります。その前の通りにあります川、これが尾幌2号川支流となっております。そこの川の転落防止柵、既存でありますけれども、かなり老朽化しているものがございますから、そこの部分の柵を改修する。

（発言する者あり）

●建設課長（佐藤課長） ちょうどグラウンドの向かいから宮園公園側のほうに走っている川でございます。

●堀議員 わかりました。

●建設課長（佐藤課長） そういうことでございます。

●議長（南谷議員） 管理課長。

●教委管理課長（須佐課長） 大変時間をとりまして、太田線につきましては、このバスは現在走っているバスが平成10年度に購入しております、10年使用しております。現在このバスにつきましては、24万7,600キロを走行しております、この間、1回19年にエンジン故障も起こして、エンジンの載せかえもしており、かなり老朽化しております、今般今年度取りかえをする予定となっております。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

●堀議員 すみません、何回も。

余り詳しくというか、これについて云々かんぬんということはないんですけども、ちょっと尾幌2号川についてお聞きしたいのは、そうすると真竜中学校の前の2号川、流末のほうに行くと、今度はB&Gの駐車場を横断している管渠もそうすると2号川というふうになるのかなと思うんですけども、その道路の横断部分というのは盛り上がりって段差というものがよくできている状態なんですけれども、そこを通ったときには当然段差なりが結構きついかいというような状態というのものもあるんですけども、そこら辺のボックスの改良等というものの計画はないのかということをお聞きしたいと思います。

あとそれと、太田のこのバス、それじゃ、既にもう昨年度もエンジンの載せかえをしたということなんですけれども、そうしたときに、それじゃもう使用にたえないのか、またはその更新時についてのこのバスの処分方法というものを教えていただきたいと思えます。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 尾幌2号川支流の宮園公園のは入り口の部分の横断管渠、これはボックスカルバートが入ってございます。その部分の改良はないのかということでございますけれども、今回上げておりますのはあくまでも転落防止柵の改修工事でございます。今のところこの横断管渠の部分、ボックスカルバートの改良という計画はございません。ただ、凹凸等がある状態でありまして、やはり走行に危険な部分もございまして、それは通常の維持管理の範疇の中で対応できるものは対応していきたいと、こんなふうに考えてございます。

●議長（南谷議員） 休憩いたします。

午後2時34分休憩

午後2時37分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。  
管理課長。

●教委管理課長（須佐課長） 大変時間を費やして申しわけございません。

スクールバスの今回入れかえに伴うバスの扱いであります、これまでのバスの取りかえにつきましては、下取りという形で処分をしておりましたが、今回文科省の補助をいただいて買っている車を今回太田線のバスであります、これをさらに次のバスに入れかえるということに当たりまして、下取りがいいのか入札をしたほうがいいのかということについて、これから最終的な判断をしていきたいと思えます。今までの形でいきますと、納入業者に下取りをしてもらうという方法を選択してきておりましたが、今回改めて入札で処分をしたほうがいいのか、下取りをしたほうがいいのかということの比較

検討を含めて研究をしていきたいというふうに考えております。

●議長（南谷議員） 他に。

6番、佐齋議員。

●佐齋議員 ここで市町村道についてですが、これは宮園東1・4、湾月町の5・6・7が削除されていますね。ここの削除された理由をちょっと教えていただきたいと思いません。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

市町村道の宮園町東1の通り改良舗装、それから宮園町東4の通り改良舗装でございますけれども、これはこの過疎地域自立促進法に基づく計画を上げた段階、これ平成16年度でございますけれども、この段階ではある程度今後想定されるといったところを、ちょっと多目に計画で上げたものでございます。そこで今回宮園東1の通りでございますけれども、ここは道道厚岸標茶線から建設課の管理維持係の詰所のあるところ、あそこに入って行く道路でございます。あそこの道路自体地域要望もまず少なく、それから今あそこに至ってはほかに影響を与えることも少なく、砂利道、既存の道路で今のところは十分対応していけるということで整備を行っていない、今回取り外したということでございます。

それから、宮園町東4の通り改良舗装、ここでございますけれども、これも道道厚岸標茶線からちょうど光栄地区に入る手前に白浜橋というのがあります。白浜橋の手前からふ化場に入って行くところ、そこの道路でございます。皆さんご存じのと通りの道路でございます、住宅等もない、ただ建設業者関係の資材の置き場とかそういった出入りで使われているところでございます、この部分も今早々に整備をする必要ないだろうということで今回外れてございます。

それから、湾月町横5・6・7の通りの舗装でございます。これについては当初から整備をするという方向の中で進めてきたものでございましたけれども、町の建設課の管理維持係の中での直営作業で対応ができないかという中で検討いたしまして、今年からこの整備を直営作業で実施する形にしてございます。既に湾月町横5の通りにつきましては工事を今年終えてございます。来年も引き続き同じ形の中で進めていこうと、このように判断しまして、これから外れているというものでございます。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 6番、佐齋議員。

●佐齋議員 そうしたら宮園の1はあれですね。町内の車庫のあるところの入り口ですね。そうしたら民家が少ないから舗装しなくていいだろうと、そういうことですね。それから、宮園東の4、これもたしか民家は3軒ほどあるんですね、これもね。それでもこれ

も少ないからいいだろうということだと思っんですよ。それから湾月町の5・6・7、これはあれですか、そうしたら直営でやるということは簡易舗装をするということなんですか、簡易舗装で賄えるというようなことで考えているんですか。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 湾月町横5・6・7の通りでございますけれども、これは簡易舗装で行っていかうと考えたものでございます。

●議長（南谷議員） 6番、佐齋議員。

●佐齋議員 確かにいろいろ必要、必要ないと思ってローリングしたりなんかするのはあるんでしょうけれども、やっぱりある程度必要だからこういうふうな形でもって載せるんですから、それは例えば予算の関係でもって追加の港町のかさ上げ工事ありますね。私もまたそっちのほうに予算がなくてこっちを削ってこっちへ行ったのかなと思ったものですから、やっぱり載せたものは町民要望で出てくるんですから、結局載せたらやってあげるといようなことで進めていただきたいなということですがけれども、その辺。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） この辺で載せております宮園町東1の通り、東4の通り、これらの削られているということでございます。町民要望等で上げられた分もございまして、ここに載せたのは町のほうとしても改良舗装になっていなかったものですから上げたものでございまして、町民要望自体はこの優先等は上がってきてはいなかったと。やはり私も町民要望等を踏まえて工事を進めていくところが強いものでございますから、今回これはちょっと見送りとなっているといったものでございまして、ご理解いただきたいと思ひます。

●議長（南谷議員） 他にございせんか。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（南谷議員） 日程第10、議案第67号 財産の取得についてを議題といたします。  
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。  
総務課長。

- 総務課長（豊原課長） ただいま上程いただきました議案第67号 財産の取得について、その提案内容をご説明申し上げます。

議案書19ページをお開き願います。

平成20年度防災資機材譲渡事業により総合行政情報システムの取得に当たりまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決を求めるものであります。

内容についてご説明申し上げます。

1つ、財産の種類でございますが、物品であります。

2つ、名称及び数量でございますが、総合行政情報システム一式であります。

ここで少し説明をさせていただきますが、現在厚岸町において稼働しております総合行政情報システムの内容につきましては、20ページ参考資料上段に記載のとおり、住民情報システムや個人住民税システム、介護保険システムに至るまで、役場が行っております基幹業務についての合計16業務を網羅するコンピューターシステムの総称であります。現行のシステムにつきましては、平成8年度に導入配備したものであり、運用後既に12年を経過しておりますことから、既存システムのサポートサービスにつきましては、既に終了をしております。今後のバージョンアップは期待できない状況でございます。

したがいまして、ここ10年間の技術の進歩によって特定のハードメーカーに依存しない方式を採用した総合行政情報システムが開発をされていることから、今回このシステムを更新することによりまして、町民が安定的に行政サービスを利用することができるよう、システム環境の充実を図るものでございます。

3つ目、取得価格でございます。金8,820万円に北海道市町村備荒資金組合が設定します年利0.7%で計算された利子分を加算した額で取得しようとするものであります。

4、契約の相手方でございますが、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道市町村備荒資金組合でございます。

議案書20ページをごらんください。

参考としまして、1つ目には総合行政情報システムの仕様、区分、品名・規格等、数量についてであります。それぞれ記載のとおりでございますので、参考に供していただきたいと存じます。

2つ目は、納入期日は平成21年3月31日でございます。

以上、簡単な説明でございますけれども、ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

- 議長（南谷議員） これより質疑を行います。  
11番、大野議員。

●大野議員 先ほど来問題視しておりますこの備荒資金組合の資金を借り入れて、この行政情報システムを一式更新しようとする。これ8,820万円に0.7%の利子を加算した分を借り入れるということなんですけれども、これ上限幾らまで一体借りられるものなんですか。上限はあるんですか、ないんですか、その辺をお聞きしたいと思います。

●議長（南谷議員） 総務課長。

●総務課長（豊原課長） お答え申し上げます。

借り入れの上限につきましてはございません。ただ、この事業につきましては、実施をしようとする前年に希望取りまとめがございまして、一定の計画等々について協議をさせていただき中で、適正という判断をいただきますとこの事業に着手をしまして、そして事務の基本部分といいますか、借り入れに関する手続部分は備荒資金組合が担当しますけれども、発注とかそういう市町村が行える事務については、その市町村でもって備荒資金に成りかわって実施をして、その結果を報告くださいというような流れになって対応しようというようなものでございます。

●議長（南谷議員） 11番、大野議員。

●大野議員 余り聞いていてよくわからないような。ある程度までは自分たちがやるよという、早い話が手続上で前年に申し込んで組合がオーケーすれば借りられる。たしか昨年も学校のコンピューターの入れかえしたときもこれですよ。2,800万円だか、ちょっとあれなんですけれども、だから今年と去年で1億円以上のお金を引っ張って。原資が先ほど言った520億円でしたか、今年の現段階であるというから、あれなんですけれども、勉強不足でこの資金組合はちょっとわからないんですけれども、もうちょっとわかりやすいように説明していただけませんか。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ご答弁申し上げます。

今総務課長のほうから答弁あったとおりでございますが、上限がないということでございますけれども、先ほど申し上げたとおり、運用資金のほうは500億円の中の350億円程度でございます。したがって、毎年度道内のこういう防災資機材の需要を取りまとめて、幾らの運用、いわゆる貸し付けができるか。貸し付けというよりも、これは分割払いなんですけど、それができるかということのを備荒資金組合の中で要するに協議をし、その資金があるといった場合に、その範囲内で決まると。

したがって、350億円あるうち350億円どこも使っていないという場合は、簡単に申しますと、それだけのものが投入できるかと。ただしそれは返せるか返せないかの問題がありますけれども、極端に言うとそのようなシステムでございます。

それと、これは備荒資金組合の譲渡事業ということでございまして、契約手続等は備

荒資金組合が本来すべきものでございます。しかしながら、備荒資金組合の条例等に備荒資金組合に成りかわって、いわゆる市町村が委任を受けて諸手続をした上で、備荒資金組合と正式な契約をするということで、今回契約の議決をいただいて、それを備荒資金組合のほうに送達し、正式な契約手続をとらせていただくという流れになってございます。

●議長（南谷議員） よろしいですか。

6番、佐齋議員。

●佐齋議員 これ償還はどのような形なんですか。

それと、8,800万円です。備荒組合の545億円の金があって、年利0.7%ということですね。今どき0.7というのはかなりいい金利ですわね。これが例えばこれを使わないでほかの何か安いような金利を使うような方法はなかったんですか、その辺。

●議長（南谷議員） 総務課長。

●総務課長（豊原課長） 償還につきましてお答えをいたしたいと思います。

償還のシミュレーションをいたしてございますけれども、8,820万円をお借りをいたしまして、平成24年度までにお返しをします。21年度から4年間、上期、下期という形で償還をしていくという形でお借りするものでございまして、利率0.7%で計算をいたしますと、この間の利子につきましては136万3,844円という形で算出をしております。

したがって、全体でも8,956万4,000円の資金でもって今回このコンピューターシステムを入れかえることができるという形になります。これをもし5年リースで調達をするというようなことにしますとどうということになるんだろうかというようなことで、比較検討もしてみました。そういたしますと、5年リースの場合は利子相当部分で1,075万円ほど計算上出てくるというようなことで、先ほど申し上げました130数万円との比較では、939万4,000円ほどこの組合を使わせていただいたほうが有利であるというような判断から、今回この業務を執行するというものでございます。

●議長（南谷議員） 6番、佐齋議員。

●佐齋議員 計算が合わない。これ8,800万円って0.7%で六十二、三万円と、それしかないよ。0.07でしょう。

（発言する者あり）

●佐齋議員 それを4分の1で割ってかい。

（発言する者あり）

●佐齋議員 そうしたら、ああそうか、償還していくから残債が落ちていくわけだ。わかりました。

●議長（南谷議員） よろしいですか。

●佐齋議員 はい、いいです。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後 2 時58分休憩

午後 3 時30分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

日程第11、議案第68号 財産の取得についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（佐田課長） ただいま上程いただきました議案第68号 財産の取得について、その提案理由についてご説明申し上げます。

議案書の21ページをお開き願います。

情報館の図書館システムにつきましては、平成8年7月の開館以来、平成13年度に一度更新を行っておりますが、その後7年が間もなく経過しようとしております。昨今の情報化時代にあって情報量が増大しており、現在使用しているシステムの持っている機能がスムーズに運用できなくなってきたり、また老朽化による不具合の発生も生じていることから、利用者に対する利用環境を改善するとともに、セキュリティー機能の強化と新たな貸し出しサービスを行うため、今回更新を行おうとするものでございまして、

平成20年度釧路産炭地域基盤整備事業による図書館システムの取得でございます。

その内容でございますが、1として、財産の種類は物品であります。

2として、名称及び数量は、情報館図書館システム一式であり、22ページに参考として記載しておりますように、システム、サーバー、パソコン及び周辺機器であります。

3として、契約の方法は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約でございます。

4として、取得価格は2,499万円でございます。

5として、契約の相手方は、釧路市錦町5丁目8番、日本事務器株式会社釧路営業所でございます。

なお、今回の更新によりシステムの老朽化に伴う故障の解消や、セキュリティーの強化、また利用者にとってはこれまで蔵書の閲覧はできておりましたが、今回新たに利用者が直接資料の予約や利用状況の確認ができるようになります。また、新規受け入れ図書の一覧がホームページ上で見る事ができたり、情報館から本に関する情報を利用者に配信することを新たに考えております。

次に、今回購入の物品に伴い、情報館の図書館システムの概要についてお手元に配付させていただいております議案第68号説明資料によりご説明させていただきたいと思っております。

まず、本館として大きな枠で囲っている部分であります。これが情報館における図書館システムのイメージとなっております。左の上から、コンピュータールーム、右に進みまして事務室、カウンター、下に下がりまして19年度に整備しましたパソコン実習室、左に進んで検索コーナー、風除室、情報プラザに分かれておりますが、これらが一体となって業務を行っております。

左上のコンピュータールームでは各種のサーバーを設置しており、システムの心臓部分となっております。図書館システム用サーバーとは貸し出し、予約、資料の管理など、図書館業務に必要な不可欠なシステムです。さらには公開するデータを管理する公開用データベース、それから蔵書の検索や予約ができるウェブサーバー、ウイルスの侵入を防ぐためのウイルス対策サーバー、インターネットやホームページのデータの管理更新のためのウェブメールサーバー、それから有害情報を管理するためのフィルタリングキャッシュサーバー、不正アクセスと個人情報漏えいを防ぐためのファイアーウォールで構成されており、これまでと同様のシステムの形態となっております。

また、事務室を初め、更新する端末につきましては、現在プログラム修正の配信が終わっている基本ソフトから最新の基本ソフトでありますウインドウズ・ビスタ・ビジネスに更新することで、セキュリティーの向上が図られ、コンピュータールームの各サーバーを事務室等の各端末機器とつなげることで、利用者に対応するさまざまな図書館業務を行っているものであります。

なお、今回の更新による図書館システムは、容量が従来の18倍近くになるとともに、処理能力速度が8倍近くになるほか、バックアップの体制も強化され、蔵書検索がよりスピーディーとなり、利用者の待ち時間の短縮などサービス向上につながるものであります。

また、分館や図書館バスにおきましても、本館同様のサービスを行うために新しいシ

システムに対応する各端末機器を更新するものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます、議案第68号の説明を終わらせていただきます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

1番、音喜多議員。

●音喜多議員 まず一つは、このシステムを競争入札でなくて随意契約にしたという、どういう理由なのか。

それから、今回のシステムをこの形に入れるに当たって、恐らくその随意契約の中に何かの不都合がというか、互換性があるてのお話かなというふうに思いますが、もしあるならばそれをお話しいただきたいと。基本的には競争入札だったのではないのかなと思うんですが、そのできない大きな理由というか、それは何なのかということをもまず一つ。

●議長（南谷議員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（佐田課長） お答え申し上げます。

一般的にソフト事業に係るものについては、そのシステムの機能や操作面の使いやすさに大きなウエートが置かれているのかなというふうに思いますが、今回図書館システムを更新するに当たりましては、情報館の必要とする機能とか、それから操作ができるものでなければならないということが第1点目にありました。そのことから、随意契約に当たりましてはデモ等を各会社にお問い合わせをした中で、職員の中での研修等もした中で、当然金額等も随意契約となってきますと競争にはなってきませんが、それらの今までのシステムを構築した中でのが、今後取り入れていけるような形が必要だという考えのもと、随意契約にさせていただきましたので、ご理解願いたいというふうに思います。

●議長（南谷議員） 1番、音喜多議員。

●音喜多議員 すると、ハード的には何ら競争入札かけても問題ないということだね。要は今の説明であれば、いわゆる操作や過去のデータ、そういったものが引き継いでということであれば。今回はほぼこういうソフトというか、ハードを含めてですけども、要は図書館の今までの職員の人というか、なれたやり方のそれを延長していきたいよというふうに今は聞こえたんですけども、それであればいろんなメーカーだってそんなのはこのパソコンというか、パソコンシステムを組むのは基本の基本的ですから、どんなメーカーだってそんなのはやり得ることなんですね。

もとことこれ、今まで入っていたのは日本事務器関連でしたでしょうかね。そういった中で、過去のデータというか、そのしがらみの中で随意契約ということになったんだろうかと思うけれども、基本的にはこれは競争入札やっても、その後の今までのデータをそのまま引き継ぐような方式でいけば、何ら問題はなかったのではないかなと、私は

そのように思いますけれども、最大の理由は今言ったように、今までの経緯の操作、あるいは今までのなれた機能の中でのやり方だというのが唯一の理由であるというふうに、それは確認しておいていいですかね。

●議長（南谷議員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（佐田課長） ただいまの音喜多議員さんが言われた内容でございますけれども、例えば図書館システムの内容につきましては、システムとそれから端末とが一体になってきているという状況にあります。ですから、例えばシステムのほうで故障しているのか、それとも端末のほうで故障しているかという部分については、故障した段階で早急な対応をしなければならないという判断に立ちますと、やはり一体となった中で購入をしていくということがベストであるというところにおきまして、こういうような判断をさせていただいたところでございますし、購入に当たりましては、コンペ方式を行ってきました。そのコンペの中でネットワークの関係とか、それから蔵書に関する事とか移動図書館に関する業務などについても、さまざまな項目の中で指標を提示させていただいて、その中でコンペの中で最良の業者であるというのを決定した中で、今回ご提案させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

●議長（南谷議員） 1番、音喜多議員。

●音喜多議員 最終的にわかりました。

それでこの2,400万円、これ買い取りなんですか、それともこれをもとにしてのリースというか、今後の問題も出てくるだろうと思うんですが、例えば今までは平成13年に入れて7年、普通5年、7年のリースも出てくるわけですがけれども、その辺のこの後の関係についてはどうなんですか。

それと、今故障の問題が言われましたけれども、保守サービスの関係、それらバックアップ的にはどういうふうな形になっているのか。

●議長（南谷議員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（佐田課長） 1点目の買い取りかどうかというお尋ねですが、これは買い取りになってございます。一応先ほども説明の中でお話をさせていただきましたが、容量的には18倍、それから処理能力として8倍ということで、今後6年、7年を見込んだ中で今回の機械を選定させていただいたということですので、ご理解いただきたいと思います。

それから、保守につきましては、選定するに当たっても今回提案させていただいている会社につきましては、365日体制で何か故障があった場合にはすぐ対応していただけるということで、こちらのほうの仕様に沿った中での回答を得ておりますので、保守点検等においても万全を期していけるものであるというふうに考えております。

●音喜多議員 いいです。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。  
5番、中川議員。

●中川議員 今上程されております議案第68号につきまして、本当に単純な質問ですので笑わないで聞いてほしいんですけども、いつだったか皆さんも新聞紙上、目を通したと思いますけれども、情報館の問題で新聞に出ていましたですね。彼女が前におりましてこういすに座っているような、あれとこれとは全く違うんですか。

●議長（南谷議員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（佐田課長） 中川議員さんが言われていますのは、3日か4日前ころに出ていた新聞記事でしょうか。

●中川議員 うん、写真入りで。

●教委生涯学習課長（佐田課長） その内容というふうに私ども押さえております。

●議長（南谷議員） 5番、中川議員。

●中川議員 そうしますと、これ私も言っていますように簡単な質問なんですけれども、今ここで議会の承認を得ておるわけですね、ここの最後に書いていますように、議会の議決を求めるということで今審議されていますよね。これとはあれですか、全然関係なくて、もう先にどんどん走って、そして今ここで提案されてもいいわけなんですか。そういうことをね、それは差し支えないのかなということ今、こういうふうになりますと新聞で見ましたよね、今課長も言われたようにね。それが今ここで提案されていますよね、2,400何十万円、これとは何も問題はなくて、私の考え過ぎで、今教育委員会がやろうとしていることは私がちょっと考え過ぎなのか、それをちょっとこうお聞きしたいんですが。

●議長（南谷議員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（佐田課長） ただいまのご質問の件でございますが、やはり提案されてからの話であるというふうに思います。ただ、議案の配付が5日前ということで出ていますので、その内容を受けての記事だったのかなというふうに私はちょっと思っているところでございます。

ただ、やはり議案審議でございますので、最終的な決定におきましては、当然議会の中での議決をいただかなければならないというふうに考えております。

●議長（南谷議員） 5番、中川議員。

●中川議員 そうすると、その新聞記事の前にこの議案が配られておるから何も問題ないんだと、私はそういうふうにとったんですけれども、だって審議されているのは今日ですよ、今ですよ。そうするとこれどういうわけですか。だから、もう先に配られているから、いやその新聞に出てから、新聞の記事のほうが早いんだから、いや違うか、逆か、議案が先に配られてから新聞に出たんだから問題ないということですね。そういう意味じゃないですか。そして、私は今ここで審議しているわけですから、今しているわけですから、3時45分をちょっと過ぎたかな。それで今審議しているわけですから、私ちょっとおかしいのかなと思うんだけど、私の考え過ぎがおかしいのか、それもう一回私にわかりやすく説明してください。

●議長（南谷議員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（佐田課長） 中川議員さん言われましたように、やはりここで提案をした中で初めて生きてくるものだというふうに思っておりますので、私先ほどちょっと言葉足らずの中で答弁したかと思いますが、やはりこの場が最初であるというふうに思っていますので、ご理解いただきたいと思えます。

●中川議員 はい、わかった。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。  
2番、堀議員。

●堀議員 すみません。まず、先ほど1番さんが聞かれていた中で、ハードとソフトの分離ができないというようなことだったんですけれども、どうやってもできないのかというものを一つ聞きたい。

あと、処理速度が8倍、容量が18倍というふうになって、7年前からの情報化の推進による処理速度の低下や容量の不足を補うというようなことで、今回このように整備が進められるというわけなんですけれども、それじゃ今後を見越したときに、例えば7年後にはまた処理速度が8倍、この8倍、なおかつ容量も18倍のものを購入していかなければならないのか、それともやはり、情報館として持つ公共サービスの提供としてはこのくらいがいいのかという、そのところというものをちょっとお示しいただきたいなというふうに思うのが2点目。

続きまして、その随意契約に当たってはコンペティションを行ったということで、その中で何社によるコンペティションなのかということがちょっと言われていなかったんですけれども、何社が参加してこの日本事務器株式会社になったのか、またその判定材料というものがどのようなものなのか、その資料というものを出すことができるのかどうなのかというのを聞かせてもらいたいと思えます。

●議長（南谷議員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（佐田課長） ただいまの質問でございますが、コンペ何社かということでございますけれども、当初指名した業者は5社になっております。それで5社の名前ですが、H C C。

●堀議員 それはコンペティションの選定結果のほうで出てこないんですか。この会社は、H C Cが何点とか何が何点とかいうふうに出てこないの。

●教委生涯学習課長（佐田課長） 5社を選定しましたけれども、実際に2社が辞退したことによりまして3社でのコンペを行っているところでございます。  
それで、それぞれの点数でしょうか。

●議長（南谷議員） 2番議員。

●堀議員 コンペティションによる業者選定の点数表なり、その選定経過がわかる資料というものを出すことができるのか。

●教委生涯学習課長（佐田課長） その経過については、結構なボリュームの項目が多岐にわたっていますので、何ていいでしょうか、仕様を示した中では400前後の項目について仕様を出しております。それに対する回答をいただくとともに、そのコンペにおいてはそれぞれの委員さんの中での評価、全体評価をした中で点数の一番高かった今回の業者が今回提案させていただいているという内容でございます。

それから、図書館システムと端末との一体でなくてもいいんでないかというお話だったというふうに思いますけれども、これにつきましては、やはり故障をした場合に一般の職員でありますとどの部分で故障したかすぐわからない状況があると思います。やはり業者さんの中できちっとしたものを組んだ中で対応していかなければ、1日ぐらいの修繕であったものが、例えば何日もかかるとかという部分も出てくるのかなという判断の中で、今回は一体となった物品購入をさせていただいたところでございます。

それから、情報館での容量の関係でございますけれども、最近の情報化の発展に伴いまして、1年がたつともうかなり私たちの知らない中での容量が、どのようなソフトもぐっと大きくなっていくというのはご存じだというふうに思いますけれども、今回につきましては13年度に更新したときは、容量を、平成8年に開館したときの大体6倍から8倍ぐらいの容量の増ということでしたというふうに、私今ちょっと記憶しておりますが、今回はその倍近い容量を持つことによって、さまざまなこれまでの図書館システムの中に置いているいろんな情報をため込むといいますか、ずっと持っていることができます。ただそれが、今後10年、20年という中でその容量をずっとふやしていけるのかということになりますと、それはやはりちょっと難しいのかなというふうに思います。

ですから、その容量につきましては、ある一定の段階でどこまでの容量をもって図書

館事務をやっていくかということについては、今後考えていかなければならない事項だなどというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

●堀議員 そうすると、そのコンペティションによる業者の選定経過というものを、ちょっと今現在で資料として出すことができないということなんですけれども、このコンペティションの中では、価格に対しての評価というものもされたんでしょうかどうなのかというものをお聞かせ願ひたい。

あと、後日でいいですから、私のほうにもそのコンペティションによる選定の内容というものをお見せいただければなというふうに思うんですけれども、どうでしょうか。

●議長（南谷議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） それでは、私のほうからお答えいたします。

今回のコンペティションに当たりましては、先ほど申したとおり400項目近い項目の中で選定させていただいております。その中にはもちろん価格も入っておりますし、その提示された価格もそうなんですけれども、もう一つは例えば三角がついて、これについてはいわゆるオプションナリーで可能ですというふうな部分がついた場合については、例えばそれを1件50万円と想定すると、例えば一つの会社がある程度安い金額で出してきたとしても、オプションでつけなければならない部分が項目が例えばほかのところよりも多ければ、それだけ一つの一定のレベルまで持っていくには金額がかかるということも、当然配慮に入れなければならないというふうに考えますし、その部分も考慮しての選定をしたということでございます。

もう一点、そのコンペの内容につきましては、それ自体は秘密にするものではないというふうに思ひますので、公開できるものと考えております。

●議長（南谷議員） よろしいですか。

●堀議員 はい。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第12、議案第69号 厚岸町特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

●総務課長（豊原課長） ただいま上程いただきました議案第69号 厚岸町特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由をご説明申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律が、本年6月18日に平成20年法律第69号として公布をされ、9月1日に施行されたことに伴いまして、厚岸町の関係条例の一部改正を必要とする内容についてでありますけれども、これは全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議長議会会から国に向けて、平成19年度以降、相次いで要望書が提出をされ、その中で地方自治法第203条を改正し、議員の報酬の名称を「報酬」から「歳費」または固有の名称に改めるよう要請されておられたところ、議員の報酬の支給方法等がほかの行政委員会の委員等の支給方法等と異なっていることを明確にするため、改正前の地方自治法第203条から議員の報酬の規定に係るものを分離するとともに、名称についても「歳費」とするかどうか検討が加えられ、「歳費」という名称は年俸の性格・色彩を帯びており実態にそぐわない面もあるとして、今回の改正では「議員報酬」へと改正することとし、衆議院総務委員長提案による議員立法によって議員の報酬に関する規定を、ほかの行政委員会の報酬に関する規定から分離をし、あわせて議員の報酬の名称を「議員報酬」と改正されたことから、この改正を受けまして、関係する条例の一部を改正しようとするものでございます。

なお、このたびの地方自治法第203条の一部改正にかかわる新旧対照表を別途参考資料として配付いたしましたので、参考に供していただきたいと存じます。

議案書の23ページをお開きいただきたいと思います。

今回の改正は、厚岸町特別職報酬等審議会条例、厚岸町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び厚岸町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の3つの条例の一部を改正をしようとするものですが、改正の趣旨が同じでありますことから、別々に上程するのではなく一本の改正条例として上程させていただいていることを、まずご了承願いたいと存じます。

なお、説明に当たりましては、別に配付しています新旧対照表によってご説明をさせていただきます。

まず、改正条例第1条の厚岸町特別職報酬等審議会条例の一部改正と改正条例第2条の厚岸町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてであります。

内容は、「報酬」という文言をすべて「議員報酬」という文言に改めようとするものでございます。

続きまして、改正条例第3条の厚岸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。内容は、地方自治法の改正により、議員の報酬の支給方法等に関する規定を、ほかの行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離したことにより引用条項の改正及び文言の整備でございます。

議案書の24ページにお戻りをいただきたいと存じます。

この改正条例の附則であります。この条例の施行日は公布の日からとするものであります。

以上、大変簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

- 議長（南谷議員） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（南谷議員） 日程第13、議案第70号 厚岸町役場出張所設置条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

- 建設課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第70号 厚岸町役場出張所設置条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由をご説明申し上げます。

現在厚岸町では、議会の議決を経て字名等の改正を年次的に取り進めております。このほどの改正は、6月の改正に引き続き奔渡町6丁目と床潭の一部、奔渡町7丁目、有明町大字床潭村字バラサン山の全部を改正するものであります。

議案書25ページをお開き願います。

今般条例改正をしようとする条例ですが、第1条厚岸町役場出張所設置条例では、所管区域の表記の変更、第2条厚岸町地区集会所条例から第3条厚岸町墓地及び霊園条例、次のページになります。第4条厚岸町漁村環境改善総合センター条例、第5条厚岸町営住宅管理条例までは施設位置の表記の変更、第6条厚岸町公共下水道設置条例では、計画排水区域及び計画処理区域並びに処理施設の位置の表記の変更、第7条厚岸町水道事

業給水条例では、給水区域の表記の変更であります。

いずれも今回の字名等の改正に伴う変更であり、改正条例記載のとおりであります。

また、資料として条例新旧対照表及び位置図を配付させていただいておりますので、ご参照を願います。

議案書27ページになります。

附則といたしまして、この条例は、字名等の改正の地方自治法に定める告示行為に基づき、平成20年10月27日から施行しようとするものであります。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

13番、室崎議員。

●室崎議員 これは前にもお聞きしたから確認なんですけれども、字名地番変更の入るに先立って条例を制定して字名地番変更が行われた地域において、同じ日に施行していくということだと思んですが、そのときに公共施設の、地番というのは基本的には1番の隣が2番、2番の隣が3番というふうにこう並んでいるんだけれども、公共施設のあるところだけは若い地番を前もって振ってしまうという言い方はおかしいんですが、付していくということで行うということで、このようになっているというふうに考えてよろしいですね。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。

たしか地番をつけていくのは法務局のほうでつけているわけですが、先にこういったところにつきましては、予約的な地番として法務局としましては先につけていっているという状況でございます。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 私としたことが言葉足らずで申しわけない。

法務局がつけるんだけれども、結局は両方で協議しながらやりますからね。それで法務局のほうでオーケーといった、それで公共施設については先に1番とか2番とかというのをとってわかりやすくつけてしまうということだと思んです。

それで、念のためにお聞きするんですが、今回見ますと有明2丁目2番地ないし2番がないんですね。1番と3、4、5、6はあるんだと。それから奔渡6丁目に関しては、1、2、3、4、6になっていて5がないんですね。何かこれはわけがあるんですか。

（発言する者あり）

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後 4 時10分休憩

午後 4 時19分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。  
建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 貴重な時間をいただきまして、申しわけございませんでした。  
今有明町 2 丁目 2 番がないということでございますが、そのところにつきましては予定地番として町道奔渡有明間道路、桜通りから筑紫恋通りを結ぶ道路でございます。その道路が有明町 2 丁目の 2 番というふうになってございます。  
それから、奔渡 6 丁目の 5 番地がないということでございましたけれども、ここは奔渡の町営住宅のちょうど子野日公園側のほうに山側にあります。その部分に旧教員住宅がございます。普通財産になっているところでございますけれども、その部分が予定地番としては 5 番地となる予定となっているところでございます。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 そうすると、道路だとかそれから旧教員住宅、普通財産になっているから設置条例の中には出てこないということなんですね。そうすると町道に地番がついているものがありますよね、ここに限らずね。そういうものについては、今後ともそうやって先取り地番に全部なっていくんですね。今までもそうだったんですね。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。  
道路の地番関係でございますけれども、これにつきましては、まず法務局との協議の中で今までつけていっているといった状況でございます。

●室崎議員 方針を聞いているんだから。協議というのは方法でしょう。それはさっき言ったじゃない。

●建設課長（佐藤課長） 道路の地番のつけ方といいますのは、通常は法務局の中でつけていっている。ただ、今回こういった奔渡のところというのは一回地番号を分けて、分筆かけてそうした設定をしております。先にこういった先取りをした地番のつけ方をしております。場所によってはこういったやり方もしているということでございます。

●議長（南谷議員） 3 回目ですけれども、特に。

13番、室崎議員。

●室崎議員 申しわけありません。

道路のようないわば施設でないところで、こういう先取り地番をするというのは、今までは聞いたことがなかったんですよね。ちょっと異例でないかなと思うんですよ。

それから、分筆をしたところで、この後字名地番でもって付していくわけですから、特別の支障ありませんよね。それから、今地番振れるわけじゃないわけですから、だからちょっとこれは解せないんですね。

それともう一つ、元教員住宅で普通財産になっていますから、元教員住宅と元がつくというのは今教員住宅ではないわけでしょう。そうすると、そういう施設のないところに先取り地番をつける。それで、基本的に先取り地番というのは余り褒められたことじゃないんですよ。というのは、地番というのは端っこに1番地があって、ずっと2、3、4、5、6、7、8というふうに並んでいたほうがわかりやすい。だけれども、特に公共施設をわかりやすい地番にするために異例のことをしようということで、公共施設には先取り地番、予定地番というのかな、それを付すということを今回はやるんですというのが、この前お聞きしたときの基本方針としての話でしたよね。だから、あんなほど、そういう考え方なんですって言うんですけども、今のを聞いていると、そういう基本方針と違うものが紛れ込んでくるんでは、要するに役場の人の実務に当たっている人の都合でどうにでもなるというふうに町民が受け取ることは、決して行政遂行の上でプラスにはならないだろうと、そのように思います。

基本方針というものと、その都度その都度の都合というものを混在させるのは、決していいことではないと思うんですが、そういう点で、どうしてもこの2つにしなければならぬ特別な事情があったのか、それとも、これからもちょこちょこやりますよということなのか、明確にお答えをいただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

まず、有明の道路の部分の2丁目2番のところでございます。まだこれはあくまでも確定した地番ではないです。あくまでも町のほうでここはもともと17番地の1の広い土地のところを終末処理場の区域がございます、下水道の区域がございます、そこと道路部分を分割して分けたときに、ここが2丁目の2番になるだろうというような話のものでございます。

それと、教員住宅を5番地と言いましたのは、あくまでも町の中での並びとしては5番地、最終的にはこれは法務局のほうで番地を指定しているというのが基本的な考え方でございます。その辺はご理解いただきたいというふうに思います。

●室崎議員 それは許せないなあ。

3回でもって、もう口を封じられてしまうんだから。

ちょっと大事な話なのでもう一度だけ言わせてください。

今後もありますので、議長、特にお願いいたします。

●議長（南谷議員） はい、わかりました。

13番、室崎議員。

●室崎議員 法務局が施設あるところを1番地にしなさいというわけじゃないでしょう。これはやはり厚岸町のほうではこのようにしたいんだけど、どうでしょうということで法務局と協議をして決めていくわけでしょう。いや、法的には最終的に地番を振るのは当機関の権限です。だから、厚岸町ではここを1番地にしたいと言っても、いやいやだめですよ、ここは100番地ですよと言われたら、それはおしまいです。でも厚岸町は別に望みも何もしないのに、法務局のほうでもって施設に1番地、2番地と振っていくわけでは決してないでしょう。それは前回のときにあなたのほうでそういうふうに説明をしてくれていますよ。だから私が言うのは、やはり厚岸町の方針というものを出しておいて法務局と協議をして、最終的に決めていくと思う。法務局にとっては、そこを1番地にしようが2番地にしようが、法務局自身にとっては何も問題ないわけですから。だからいいよと、厚岸町のほうのいろいろなご都合があってそういうふうにするのならいいですよということで認めてくれると思うんです。

それで、今言ったように施設のあるところだから先に予定地番を若い番号をつけて、例えば役場支所というのは何番地ですか、そうすると何町何丁目の1番地ですよと言うと、非常にわかりやすいということにしようという町民の便宜を考えた方式であろうというふうに理解しているわけです。そのときに、全然そういうものでないものがそういう予定地番作業の中に入ってくるということは褒められたことではないだろう。

だから、法務局が決めることなんですからという言い方は、この場合には慎んだほうがよろしいのではないかと。厚岸町としてこういう作業を進めて、こういう方針で過程で法務局と話をして、このようにやっていくんだと。いや、それがですよ今回に限り、法務局がここの大きな土地の中から分割した道路には2番地をつけろと言って、こっちのほうの言うことを聞いてくれないんですというのであれば仕方ありませんよ。

それから、その元教員住宅というところも、ここのところは6番地をつけないさいと、厚岸町が何と言おうとそういうふうにするんですからというのであれば、これは仕方がないんですけれども、そうでないのなら、こういうことはいわゆる基本的な方針とは食い違う問題になるんじゃないですかという方針の問題を聞いているんです。協議をして決めましたとか、最終権限は当機関にあるとか、そういう手続の話を知っているのではないんですので、もう一度きちんとお答えをいただきたい。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えを申し上げます。

町の字名と地番の振り方の方針でございますけれども、やはり今質問者おっしゃいましたとおり町有施設等があれば、やはり若い地番の中で町民にもわかりやすい地番を振っていくといったことはさきの方針でございますし、たまたまこの有明町のところに

きましては町営住宅等があり、それから終末処理場がちょうどあったものですから、目の前に終末処理場がありまして、その中に道路も入っているといったときにどうしたらいいかというときに、法務局とも相談しながら、これはこういうふうに道路自体を2番に振って処理場を3番に振った連番にしたほうがいいだろうという中で、この形が決まってきたというものでございます。

教員住宅等につきましても、旧教員住宅でございます。これ自体はまだ何番地という振った形とはなっていないわけではございます。ただこうした中で、これも連番の中で近くの中で飛び離れた形にならないような中では、ここを5番地にしたらいいだろうという形の中での設定で、それは町民の方がわかりやすい地番を振って回していくといったものが基本でございますので、その辺はご理解いただきたいとそういうふうに思います。

●室崎議員　そういうふうに言えばいいんだよ。あわせて一体だからだということでしょう。

わかりました。

●議長（南谷議員）　よろしいですか。

●室崎議員　はい。

●議長（南谷議員）　他にございませんか。

（な　し）

●議長（南谷議員）　なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員）　日程第14、議案第71号　厚岸町介護サービス事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長）　ただいま上程いただきました議案第71号　厚岸町介護サービス事業条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由を説明させていただきます。

きます。

介護保険法の規定に基づく居宅介護サービス事業では、訪問リハビリテーションの事業メニューが規定されているところですが、当町においては、現在民間の事業所による通所型のリハビリテーションのみが実施されています。入院治療を終えて退院して自宅療養に戻られた方など、通院が困難な方に対する日常生活動作へのリハビリテーションは、ふだん生活している場所での対応となる利点を含めて、介護予防や要介護者へのケアの面からも重要な施策であります。

こうした現状を踏まえ、地域医療の充実を推進する町立厚岸病院では、診療体制とともにリハビリテーションの充実に努めてきたところであり、今年度の理学療法士の充足により、医療と介護の連携を図ることのできる環境と体制がつけられたことから、居宅における訪問リハビリテーション事業を展開すべく協議を進めてきたところですが、この10月1日から訪問リハビリテーション事業所の設置についてめどがついたことから、町の施設が行うサービス事業として、本条例に規定を追加し、事業展開を図るものであります。

訪問リハビリとしては、通所が困難な要介護者が主な対象になります。このたびの条例改正では、介護予防事業とあわせて指定介護予防訪問リハビリテーション事業所として設置をし、利用者に対して日常生活動作の維持、回復を図るとともに、在宅生活が継続できることを重視したリハビリテーションを行うものであります。

改正の内容につきましては、お手元に配付の議案第71号説明資料、厚岸町介護サービス事業条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

アンダーラインで表示している部分が改正部分ですが、左に現行条例、次に改正条例、右が改正要旨であります。

第1条の改正は、この条例の目的であります指定サービス提供部署として町立厚岸病院を加えるものであります。

第2条は、厚岸町が行う介護サービス事業の規定ですが、第6号として指定事業として、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションを加えるものであります。

第3条から第6条の改正内容は、この第2条に訪問リハビリテーション事業を加えたことによる条項の改正でありまして、設置事業所の追加、設置事業所所在地の追加、字句の整理をする内容であります。

議案書の28ページにお戻りいただきたいと思っております。

附則でございます。この条例は、平成20年10月1日から施行しようとするものであります。

以上、大変簡単でございますが、提案理由と内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

13番、室崎議員。

●室崎議員 大分前から何とか訪問リハビリというものを厚岸町で進めたいんだというこ

とで、いろんな隘路があって大変なんですけど、何とかしたいんですという話を聞いておりました、そして今回やっとここまでこぎつけましたという話を病院事務長からもお聞きしまして、よくここまで本当に形にするところまで持ってきてくれたなと私も大変うれしく思ったところです。

ただいまの上程の説明はどちらかというと、条例に終始しているの、ちょっとわかりづらいところもあるんですけども、私なりに解釈していることを簡単に言いますと、病院ではリハビリを行っていますよね。だから病院に来てリハビリを受ける方というのはたくさんいますよね。ところが、自宅で極端な場合、寝たきりのような状態になっていると、病院まで来てリハビリを受けることができないですね。そうすると、退院をした後、本来病院にいるうちはリハビリを受けることができたんだけど、退院した後リハビリを受けないで、病気の予後あるいは何ていうんですか、健康状態が悪くなっていく。俗に固まってしまうというような言い方をするそうですが、そういう状態になっていく。

だから、その人たちに何とかリハビリを受けるようにして、そしてQOLというんですか、クオリティー・オブ・ライフ、生活の質と訳されますが、簡単に言えば全然寝たきりで動けない人が床の上で起き上がれるようになったり、あるいは車いすでないと移動できない人が自力で歩けるようになったり、これは身体動作に関する部分だけで今言っていますが、そういうのがQOLの向上というわけでしょう。そういうことを図る。そして在宅の状態ですっといられることを継続するというのが目的である。もうちょっと突っ込んで言えば、町の介護保険に関してかかる費用がそういうことで軽減されると。本人は生活がよくなるしということだと思えます。

それでお聞きしますが、これが今回介護保険という制度の中で行われるわけですね。病院にかかっていたときは医療保険の中で行われていたわけですよ。どうして介護保険のほうで行って医療保険でできないのか、その点をまずわかりやすく説明してください。

それから、今の提案理由説明の中で、通所困難の人に対処するものですよというふうにおっしゃっていました。ねらいがそこにあるというのはわかるんですけど、今回の事業所の立ち上げは、訪問リハビリテーション事業とそれから介護予防訪問リハビリテーション事業なんですよ。そうすると、介護予防というのは介護度1以下の要支援の人ですよ。要支援の人で通所不能ないし困難な人というのは、ちょっと概念の矛盾を感じるんですがね。このあたりはどのようにお考えなのか。

それで、このあたりまでは大した問題じゃないんですけど、一番私は最悪の場合というか、最も悪く考えたときのことを申し上げるんですけども、こういう制度をつくって介護保険の中で行われる制度ですから、使われるのかどうかという点に危惧があるんです。それは、医療保険ですとお医者さんが指示を出して、そして診てもらった人に対してお医者さんが投薬の指示を出したりいろいろするのと同じように、あなたはリハビリが必要ですからおやりなさい、それでリハビリ室に回ってPTの人がいろいろとやってくれるというような形で、それが今度はPTの人が行ってくれるということですから、それはいいと思うんですけども、介護保険で行う場合には、まず介護度認定を受けたその枠の中で、ケアプランというものを立てなければなりませんよね。

そうすると、あなたは1週間に10時間使えますよ、介護度幾つですからということに

なっただち、そのうちの何時間はホームヘルパーが来てくれる。そのうちの何時間はデイに行くとかというようなことでもって、今、時間で言ったんだけど、点数か何かちょっとわからないけれども、そういうふうにプランニングをしていくと。それはケアマネジャーが中心にというか、一番重要な役になって行くと思うんですよ。そのときに、例えば10単位でも10時間でもいいんだけど、こういうふうに使っているから、リハビリに使う部分はないというふうに、そのケアプランを立てるときに中心になる人が考えたら、病院は口をあけて待っていてもだれも来ないんですよ。そこがどうなのか。

それから家族、だからケアマネジャーがどういうふうに理解するか、家族がどういうふうに理解するか。何でこんなことを言うかという、これは介護保険制度そのもの持っている問題点だと思うんです。それはさっきちょっとQOLの話をしましたけど、QOLの向上があると、介護度が下がるおそれがあるわけですよ。そうすると今まで週に10時間認められていたものが、介護度が1ランク下がれば、例えば8時間なり7時間になってしまう。そうすると、リハビリを受けるという介護サービスが下がってしまうんですよ。そんなもの受けられますかというふうなふうに考える現場がないだろうかということが、非常に危惧を感じるんです。

それで、当然そういうことが、こういう制度をつくる上でお考えになっていると思うので、どういう手だてをしてきちんとこういう訪問リハビリが使われて利用されて、そして健康増進保持が図られ、QOLの向上が図られ、在宅の継続が図られるように、この条例の範囲を超えて、この制度を町全体で後押ししていくためにどのようなことが今計画されているのか、その点についてきちんとご説明をいただきたいと。

いや、これについてはケアマネジャーとかそういう人たちに説明会を開いてよく理解してもらいますという程度では決して前へは進まないということ、それをつけ加えながら、きちんとしたものがあると思うのでお知らせをいただきたいんです。これがまず1つです。

それからもう一つは、在宅のお家に行くのはこの条例で、向こうから来てくださいという声がかかったときに、それで行けると思うんですが、施設の中に入るときにはまた別の問題が出てきますよね。それで、事業所と事業所の関係になりますから、特別養護老人ホーム心和園のほうで、何ていうんですか、この場合には業務委託というんでしょうかね。そういう形で、事業所である町立病院に対して委託を出してお願いをして、来てもらってリハビリを受けてもらわなければならないということになるかと思うんです。そうすると、事業所同士ですから、町の1課と1課ならいいんですけども、事業所同士ですから、介護保険でいうところの、お金が絡みますよね。

それで、これについては条例まで必要になるかどうかは、ちょっとそこところは説明をしてください。双方でもってきちんとした契約を行って進めていかなければできないんじゃないかというふうに思われますが、その点では心和園のほうのお考えをお聞きしたいんです。

まず、基本的にこの訪問リハビリというのを心和園としては積極的に進めようと考えているかどうか、いやいやそんなものは要らないよというのであれば、ここから前には進みません。それで、進めるとすれば今どのような形で進めようとしているかと、ということについてご説明をいただきたいわけでありまして。

●議長（南谷議員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 前段の質問に対して、私のほうから答弁をさせていただきたいというふうに思います。

町立病院の中では医療保険の訪問リハビリテーションというのは、今も行うことができるわけです。ということは、そういう要望があれば受けて出ていくことができるわけですが、介護保険の入院患者が退院をする、そのときに実は65歳以上のリハビリの必要な人であれば、ほとんどが介護保険申請をします。そうすると介護保険対象になるということになりますと、医療保険でのリハビリができないことに相なります。

ですから、基本的には介護保険の対象者は介護保険の中の訪問リハビリテーションが優先になる。ですから、医療保険ではやることのできないシステムになっている。それで、春からそういうことを含めて北海道保健所を通じまして、厚生労働省も含めて問い合わせをかけました。基本的にはいわゆるそういう方々についての医療リハはできないのかということ、何とかその方策はないのかということ、ずっと春からやってきたわけですが、残念ながらその道はやはり介護保険の事業所を立ち上げなければ、その地域に出るリハはできないという判断をいただいた結果、そういう形の中で進める形になりました。

これも事業所の立ち上げということがありますので、保健所との協議が要る場所の問題、受付の問題、さらに相談場所の問題だとかという、施設の中でクリアをしなければならぬことが事業所として出てまいりましたので、それらのことを一つずつ積み重ねてきたということで、何とかこの秋口、事業所としての立ち上げが間に合ったということでもあります。

それでもう一つ、要支援関係の訪問リハビリテーションというのは、実はこれは病院としてみなし規定の中で既に指定をいただいております。介護保険のいわゆる療養病床を持っているときについてきていたわけです。この要支援の方の部分、今もできるわけですが、条例がないからできないんですけれども、できるわけですが、現実的にはこの予防、自宅まで行ってその要支援者を介護するという状況にはありませんけれども、これはいわゆる認可されていますので、基本的には条例で今回そのものも含めてうたわせていただいたと。基本的にはこれはないのではないのかというふうに思われます。ですけれども、国はこういう基準で要支援者、介護度1以下の方々もそういうことをしなさいということですから、そういうことになっています。それが自宅まで行ってということにはならないだろうというふうに、私どもは考えております。

それと、この立ち上げについてはぎりぎりまでかかったわけですが、この事業を展開していくという立場の中では、今質問者おっしゃいましたとおり、介護保険の中で進んでいくという状況でありますので、全体的には今いわゆる行政のほうで、病院側でない部分で答えていただきますけれども、病院としてはまずは退院する方で介護保険を申請される方については、実は病院でリハビリやっている。それは65歳以上の方で、どうしても通所をして来られないという方については、これはそういうサービスが必要

な方は、うちにも実はケアマネジャーがおりますので、その辺は本人との確認事項とかいろいろありますけれども、基本的にはそういう方々をまず病院で退院になった、在宅に行った、病院に要するに通所して来られないという方について、ターゲットに当ててある中ではサービスの展開をしようというふうに私どもは考えています。

ただ、その判断はケアマネジャーたる方々のサービスを全体につかさどる、いわゆる管理している方がおりますので、それと家族と相談してやられていることですので、それらについてのことについては、私どもとしてはとりあえず事業所としては、そういう形の中でスタートをさせようというふうに考えておるところであります。

全体的に、今ケアマネジャーの会議とかに、まだ事業所が立ち上がっておりませんから、そういうことで、すぐできますよという投げかけはまだやっておりません。これが要するに10月1日、議会議決後、これは速やかにそちらのマネジャーの会議等もありますので、投げかけをしていきたいというふうなところの準備段階で進めているという状況であります。

以上です。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） ケアプランの部分で、私のほうからお答えをさせていただきますが、今事務長からお話ありましたように、この在宅の訪問事業を推進する上で、一義的にはケアマネジャーのプランづくりというものが入り口になってまいります、現在在宅での訪問リハが町内でないという中では、今回設置をさせていただく事業所として、町立病院がその役割を担っていただくということになってまいりますので、これはケアマネジャーが自分の判断で、訪問リハを使える使えないとかという判断ではなくて、ドクター、それからPTとのケア会議、Aさんという方の在宅での支援をするために、どういうプランが必要でしょうかというケア会議というものを個別に持たれます。それで、その中で先ほど質問者が言われますように、生活の質を上げるために、自宅で生活をしていくために必要なプランサービスというものを利用させていただくことでのケア会議でありますので、これから事業所が立ち上がっていく段階で、そういった基本的な連携というものが持たれるというふうに私ども思っております。

今現在も実は通所型のリハを利用される場合も、同じようにケア会議というものを持って、ケアマネジャー、それからPT、それから必要によってドクターも入った中で、そういったものが取り組まれておりますので、質問者が言われるような訪問リハを受けたことによって介護度が下がると、そういったようなサービス事業をケアマネジャーの判断で、サービスはたくさん使ったほうがいいのかという間違ったことではなくて、生活の質が上がることによって介護度も下がってきて、そのことがご本人が自宅で在宅の中で生活が送れる、施設に行かなければいけないということではないということについては、私どもも認識としては同じでございますので、その辺が十分反映されるように、事業所が訪問リハを実施する段階でも、そういった基本的なものはやっていきたいというふうに思っているところですので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 特老施設長。

●特老人ホーム施設長兼デイサービスセンター施設長（桂川施設長） 心和園の考え方でございますが、心和園といたしましては基本的に積極的に進めてもらいたいと、そういうふうにご考えております。といいますのも、現在入所者50名いるわけですが、やはり長く入ってきている。そして現在は重度の方を最優先して入れているという状況の中では、ほとんどやはり体が硬直した方とか、やはりリハビリを必要とする人がふえてきています。そういう意味では、積極的に進めていきたいと考えておりますし、実は既に実態調査といたしましてドクターやPTの方の協力を得まして進めている状況です。

そういう中で、今現在はある程度人数が相当数やっぱり必要な方がいらっしゃるというふうにご伺っております。そういう方々にもやはりこれからも必要だろうということなんです。そこで問題になってくるのが、先ほどご質問者言っておられましたけれども、委託契約にするのかということでございますが、基本的には介護報酬には入らないものですから、個人負担にはなるんだろうと思います。ただ、個人負担だとすると、やはりご家族の了解を得る中では、できないという方もいらっしゃると思います。ただそういう中で、施設に入っている方で過半数以上の方がリハビリを必要とするという状況であれば、施設の方針として委託契約でやるという方向もあるんだろうと思います。そのあたりは今後理事者と協議しながら前向きに検討してまいりたいと考えております。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後 4 時55分休憩

午後 4 時57分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

●議長（南谷議員） ここで、会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、議案第72号が終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 まず、医療保険と介護保険というのがそういう関係だというのは、なかなか素人にはわからないところなんです。病院に行ったら医療保険で介護サービスを受けたら介護保険なんだなと思っていたら、そうとも言い切れない。そうすると、病院を退院した方が通所でリハビリを受けているときも、介護保険が優先してしまうんです。そのあたりの関係をちょっと教えてください。それで、訪問リハだけがそういうことになるのか。

それから、退院する方が全員介護認定を受けるわけじゃないですね、一定以上のお

年の方でも。そういう方は医療保険で今後は町立病院は介護保険でこういうことをやり出しますから、現実問題として訪問リハをやっていくわけですから、そうするとその中でたまたまAさんは介護認定を受けていたし、Bさんは受けていないと。どちらも同じような状況だというふうなときには、医療保険と介護保険とはあるけれども、現実に来たときに医療保険は足をして介護保険は手をするというようなものではないでしょうか、やっぱりそのところでもって、医療保険による訪問リハも行っていくということになるのか、そのあたりは説明をしてください。

それで、その懸念というところなんですけれども、今のお話を聞いていますと、担当者はちゃんと認識しているから大丈夫だよと、だからそのところでもって、これが入ったらちゃんと使いますよというふうに聞こえたんです。その現場を信頼している何というんですかな、姿勢というのは大変美しいもので、私もそれはいいんですけれども、やはり保険者としてきちんとした考えを出していきたいわけです。あるいは保険者としてということがちょっと不適當であるならば、厚岸町として非常にこれは一病院だけではなく関係各課みんなが努力して、こういう恐らく北海道では初めてでないかという事業所を立ち上げたわけですよ。その趣旨というものは厚岸町としてはこう考えるんだから、きちんと現場ではそれを生かしてもらいたいということは明確に打ち出していたきたいと、そのように思います。

それから、いやいや、そんなことはないというふうにおっしゃったんですが、私はそれぞれの今介護保険でサービスを受けている人たちの中から、そのような訪問リハビリに関してはいいんですけれども、介護保険というのはちょっと努力して介護度が下がってしまえば、サービスが少なくなってしまうから、介護度は少なくとも今のまま維持しなければならない、このときの維持というのがちょっと意味がおかしいんですけれどもね、という声は聞いています。これは自分が努力して介護度を下げたんだから、何らかの報酬があるんならいいけれども、介護保険というのはそれがありませんよ。言うならば、一生懸命汗水垂らして働いて、今年の収入が上がればどんと税金が来るのと同じようなものなんですよ、例えば悪いけれども、だから、そこででもリハビリは大事なんですよということは明確に打ち出していたきたいんです。

それから、心和園の関係ですが、基本的な考え方はわかりました。それで進めていただきたい。それで、心和園で動き出すのはいつからというふうに予定を立てていらっしゃいますか、その点についてもお聞かせをいただきたいわけです。

●議長（南谷議員） 病院事務長。

●病院事務長（齊藤事務長） 私のほうからは通院、我々の立場からだと患者ということになりますけれども、通院者については介護保険も医療保険もすべて医療保険でやることができます。介護保険の対象者もできます。通院される方は患者です。ですから、それは来られる方はすべてリハビリできますので、ちょっと舌足らずで申しわけございませんけれども、そういう実態になっている。

それと、医療保険と介護保険では、医療保険の対象者と介護保険に入っていない人の医療保険としてのリハビリはできます。だから両方できますので、これは今まで私ども

も訪問リハできなかつたというのは、実質上一人の中では病院の中だけ本当に出るのもままならない状況ですからできなかつた。ただ体制が整いましたので、あわせてそのことは進めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解願いたいと思います。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 介護保険の保険者としての訪問リハ事業を展開する上での姿勢ということで、おっしゃられるとおりでというふうに私どもも認識をしておるところでございます。介護度が重い方につきましては、質問者言われるように効果が大きくて介護度が下がってくるというようなことは、余り期待できないという現実もございます。それはQOLをいかに維持をするのかということところが重点的になるわけでありまして、悪化をさせないという言葉は悪いんですけども、そういう状態の中でいかに訪問リハを使っていくのかということが主眼になってまいります。

介護度の低い方、先ほど言われました要支援でありますとか、介護度の1、2という方々にとってみれば、今までの日常余り外にも出ない、それから買い物にも余り出ないで、体を使わない生活をしてきた中では、この訪問リハを利用することによって日常生活の動作そのものがかなり好転が期待ができるというのは、取り組みの中の事例として私どもも承知をしているところであります。そういう意味では、おっしゃられるように、このサービスを受けたことによって、介護度が改善されて介護サービスが今までどおりに使えなくなるということについては、一般論としてはそういうことになるわけでありましてけれども、それは自分のこれからの生活の中で必要なことなんですよということは、ご本人にもきちんとお伝えができるケアプランというものを、私どももきちっと取り組んでいかなければいけないという思いでおりますので、そのことをしっかり受けとめて進めていきたいというふうに思っております。

●議長（南谷議員） 特老ホーム施設長。

●特老人ホーム施設長兼デイサービスセンター施設長（桂川施設長） 心和園ではいつから動けるのかという話でございます。

現在、先ほども申しましたけれども、医師とPTがその実態調査を踏まえて、今いろんな、何ていうんですかね、脳血管疾患リハだとか運動器リハだとか呼吸器リハだとか、いろいろなものがあると思います。そういうものを精査しながら、そういう結果が上がってくるんだろうと思います。その時期がいつかということは、ちょっと私も今月なのか来月なのか、はっきり申し上げられませんが、基本的には次期定例会ごろまでにはある程度の方向性は出せるのではないかとというふうに考えております。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 時間も迫っておりますので簡単にやりますが、まず今の保険者としての云々という話なんですけど、よくわかりました。ただ、今これ希望する人、何百人いてもどん

どん行きますよというような体制ではないわけですから、そうすると物理的に通所のできない人をねらってということになっていくと思いますので、ちょっと支援の話はおやめになったほうがよろしいんじゃないかというふうに思われます。ただおっしゃっていることは非常によくわかりますし、特に介護度の高い人は、廊下の坂を猛烈な勢いで転がり落ちていくのを、どうやってスピードを緩めるかというようなことになるのかなという気がしますので、おっしゃるとおりだと思います。

それでただ、私が言っているのは、必ずそうなるということではなくて、その現場の中にもしかしたらこういうことをやったら介護度が下がってしまうんじゃないかと、この現場というのは家族を含めてなんです、というような危惧を持たれて敬遠されることのないように、町としてきちんとした対応をしていただきたいということです、これはお願いをしておきます。

それから、心和園のほうはわかりました。

それで、もう一点だけお聞きしますが、それは事務長、お立場がそういうことですから、当然そのようなおっしゃり方をすると思うんですが、町立病院に入っていた人が退院してリハの手が届かなくなったところを何とかしたいということだと思うんで、それはよくわかります。

ただ、そこだけでとどまられているということであるとすれば、真意は伝わらないんじゃないか。やはり町立病院だけではないんですよ。厚岸町で実際に訪問リハを必要とする人は、元町立病院の患者というだけではないわけですね。それで、なおかつ必要という方は、私全部の町じゅうを歩いて実態調査をしたわけじゃないから、今大きなことは言えないけれども、相当あるんじゃないかなという気がするんです。そういうところにも、どう光を当てるかということも、やはり町立病院としての使命として考えていただきたいということで、その点についても一度ご答弁をいただきたいと、そのように思います。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 保険者としての姿勢の部分での最後のご質問でございます。

おっしゃるとおりでありまして、私どもがケアマネジャーを含めた事業所の意見を聞く中で、特にご家族の方は日々の介護が大変だという意味で、どうしてもサービスに頼りがちになって、より多くのサービスを受けることが、介護を持っていらっしゃるご本人のためにいいんだろうというような、間違った感覚のところも多くあるというふうに聞いております。それで、私も介護の対象になる親を持っておりますから、そういう意味では事業所のケアマネジャーさんとよく話しする機会もございます。

それで、入り口の話は同居している、していないにかかわらず、ご家族で何ができますかというところから入ってまいります。そういう意味でいきますと、介護に疲れているという言い方はおかしいですが、一生懸命介護を日々毎日手伝っている家族から見ると、いろんなサービスを使いたいよねというのが本音だと思います。そこで、くさびを打つということは非常に冷たい言い方かもしれませんが、ご本人のために体を日常生活動作の中でいかに筋肉を衰えさせないためにどうするかというような視点の議論という

のは、今までなかなかできなかった。病院に行かないとできないようですとか、今民間で実施されている通所型のリハビリテーションに、そこに通えなければそういったサービスが受けられないという前提の関係もございましたので、これから始まる新しい事業として、そういったサービスをきちっと受けることが本人の今後の生活の質を高め、日常の生活に役に立っていく非常に大事な部分ですよということもきちっとお話をしながら、この事業を進めていくということについては、事業所も集まった場での話の中でもきちんとさせていただきたいというふうに思っておりますし、基本はケアマネジャーの胸算用一つではございませんで、先ほど申し上げたPTも入った中でのケア会議というものを、しっかり役割をしていくということが大事だというふうに思っておりますので、そこはしっかり取り組んでいけるように、私どもも保険者として進めていきたいというふうに思っております。

●議長（南谷議員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 今私どもの立場も含めてお話をさせていただいたわけでございます。限りある医療資源、リハビリの人員3人という人間が多いか少ないかは別にして、訪問にも出られる人数になったということがあります。それで、リハビリの基本は、理事長と私の話の中では、行く以上は週2回、やっぱりケアをしていくというのが基本になる。特に私ども退院患者が入院してくる中で、硬直して戻ってくるという状況を実態を目にしているものですから、先ほどの答弁になりましたけれども、そこがどうしても目に入り、そういう対応をしなければならぬという事務長という立場で発言をさせていただきました。

基本はオール厚岸町ですし、そういう方がいる部分で受けていくということになります。ですけれども、私としては無理なくゆっくり着実にやりたいというふうに思っておりますので、余り大きな期待をされますと、私どもとしては限りある人材でございますこともあります。ですから、その辺のことをきちんとやれる形の中で、ふるしきを広げることなく着実に歩ませていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。

●室崎議員 はい、わかりました。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり決しました。
  
- 議長（南谷議員） 日程第15、議案第72号 厚岸町難病患者等ホームヘルプサービス事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。  
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。  
福祉課長。
  
- 福祉課長（土肥課長） ただいま上程いただきました議案第72号 厚岸町難病患者等ホームヘルプサービス事業条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。  
議案書の30ページをお開きください。  
この条例は、難病患者等が自宅で通常の生活ができるようホームヘルパーを派遣し、身の回りの生活援助を行うホームヘルプサービスを提供するために、必要な事項を定めているものでございます。  
このたびの改正は、税源移譲のための税制改正に伴い、町民税と所得税の見直しが行われたことを受け、北海道が定める難病患者等ホームヘルプサービス事業運営要綱の一部改正が行われたことにより、厚岸町におけるこのサービス利用者の負担額について規定しております別表について、従来の階層区分との整合性を図るため、所得税年額を見直す内容となっているものでございます。  
具体的改正内容の説明をさせていただきます。お手元に配付の議案第72号説明資料、厚岸町難病患者等ホームヘルプサービス事業条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらんください。この新旧対照表によりご説明申し上げます。  
具体的な改正内容は、新旧対照表で示しておりますとおり、派遣世帯の階層区分のAからEまでの生計中心者の前年所得税課税年額について、改正案欄に示している金額に改めるものでございます。  
それでは、議案書の最後の31ページをお開きいただきたいと思います。  
附則でございます。この条例は、公布の日から施行しようとする内容でございます。  
なお、本事業の対象となる利用者は、平成18年度から現在までございません。  
以上、大変雑駁な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

- 議長（南谷議員） これより質疑を行います。

1番、音喜多議員。

- 音喜多議員 ちょっと簡単に。

今回これでいくと、年間所得というか課税者の引き下げになるわけですね。低い所得の人でもお金がかかってくるよと。この今回の改正の中で7万円以上の世帯というか、7万1円以上、今までは14万1円以上という階層があったんですが、7万1円以上の方

はどういうふうになるのでしょうか。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 基本的に、料金が変わったということではございません。税制改正によって町民税の額と所得税の額がほぼ半分入れかわるということで、これまでの階層区分に合うよう階層の前年所得税課税年額を改めて、対応となる収入総額に対する負担の料金が変わらないように設定を行うという内容のものでございますので、基本的には今までと収入が変わらない方については負担額は変わらないという内容のものでございます。

●議長（南谷議員） 1番、音喜多議員。

●音喜多議員 ちょっとわからないな。

そうすると、今までは1万円以下の世帯については250円でしたと、それがじゃそのうち5,000円の人はどうだったのかということ。以下ですから5,000円も対象になったんだと思う。今回5,000円以下の世帯、これらの5,000円以下の世帯も250円というランク、1時間当たりの費用額がそれだけかかりますよと。問題は私がお尋ねしたいのは、この7万1円以上に所得があった方、そうするとこれが上限だということ。7万円以上200万円あっても、言いかえれば最高額これでもいいですよというふうに解釈していいわけですね。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 説明の仕方がちょっと不足しているのかなと思いますけれども、これはあくまでも所得税の年額ということでございまして、税額が入れかわったという制度が、町民税と所得税の比較の負担割合が変わったということの中での制度改正でございまして、負担額が変わったというものではないということです。よろしく願いいたします。

●音喜多議員 わかった、わかった。すみません。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり決しました。
- 議長（南谷議員） ここで、議案の訂正の申し出がありますので、これを許します。  
税財政課長。
- 税財政課長（佐藤課長） 大変貴重な時間申しわけございません。  
一般会計補正予算案の議案の9ページ、議案第73号の9ページ、下から8行目の説明欄のところに、環境対策寄付金5万円とあります。この「付」のところにござとへん、これをつけていただきたいと思います。大変申しわけございません。よろしく願いいたします。
- 議長（南谷議員） それだけ。
- 税財政課長（佐藤課長） 以上でございます。
- 議長（南谷議員） 本日の会議はこの程度にとどめ、あすに延会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。  
よって、本日はこの程度にとどめ、あすに延会いたします。  
ご苦労さまでした。

午後5時22分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成20年9月25日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員